

# 建材・住宅設備産業取引ガイドライン

(建材・住宅設備産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン)

～ 親事業者（発注主）が遵守すべき義務と禁止事項及び取引事例 ～

平成 20 年 3 月

平成 22 年 6 月改訂

平成 26 年 3 月改訂

平成 27 年 3 月改訂

平成 29 年 3 月改訂

経済産業省

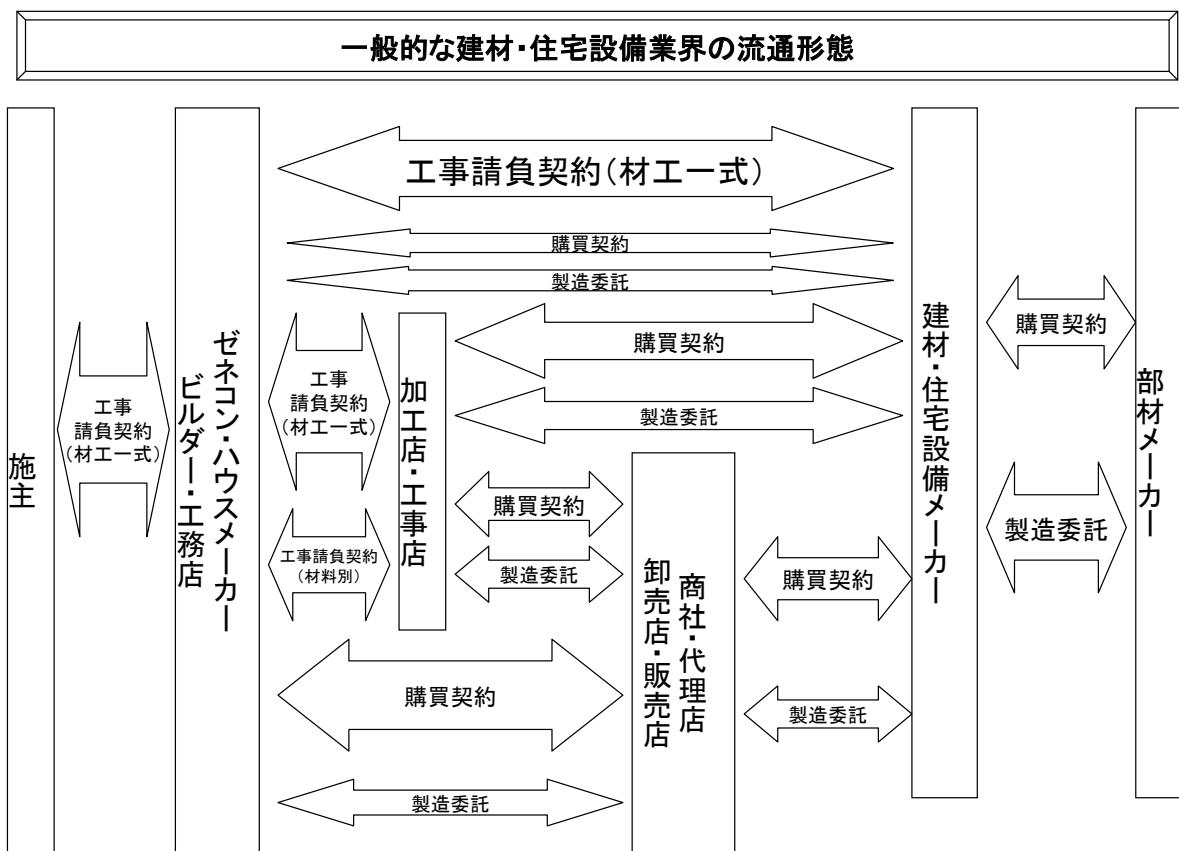
## 建材・住宅設備産業取引ガイドライン目次

○はじめに.....	1
○下請代金法の適用範囲と規制内容.....	3
I どのような取引に下請代金法が適用されるのか.....	3
II 下請代金法が適用されるとどのような規制が及ぶのか.....	9
III 下請代金法違反のペナルティ.....	10
IV 下請代金法が適用されない取引の独占禁止法の適用について.....	11
V 下請代金法が適用される取引の独占禁止法の適用について.....	13
VI 下請代金法の適用の判断にあたっての留意点.....	14
○消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲と規制内容.....	18
I どのような取引に消費税転嫁対策特別措置法が適用されるのか.....	18
II 消費税転嫁対策特別措置法が適用されるとどのような規制が及ぶのか.....	21
III 取引段階ごとの禁止行為の留意点.....	22
IV 消費税転嫁対策特別措置法違反に対する措置.....	26
V 下請代金法・独占禁止法（優越的地位の濫用）の優先関係.....	27
VI 消費税転嫁対策特別措置法に該当しない転嫁拒否等.....	28
○取引段階ごとの対応.....	29
I 見積.....	29
II 発注.....	36
III 発注変更.....	42
IV 受領・返品・やり直し.....	47
V 支払.....	53
VI 下請事業者への要請.....	60
VII その他.....	65
○望ましい取引慣行の確立に向けて.....	69
(補論) 各法律の適用範囲に関しての詳細な考察.....	71
1 建材・住宅設備産業の下請取引に適用される法律の全体像.....	71
2 材工一式工事契約と建設業法、下請代金法.....	71
3 製造委託契約と購買契約.....	73
(注1) 3条書面の交付義務と5条書類に記載が必要な事項.....	74
(注2) 情報成果物作成委託・役務提供委託の下請代金法の要件.....	75
(注3) 下請代金法、建設業法及び建設業の下請取引に関する 不公正な取引方法の認定基準.....	77
(注4) 物流の特殊指定の概要.....	78
○参考資料.....	79

## ○はじめに

建材・住宅設備産業は、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取り扱う業界の集合体であり、商品を構成する部品点数も多数に及んでいる。また、多様化するニーズに対応するため商品アイテムも多数に及ぶことから、多くの企業が下請事業者との取引を採用している。

建材・住宅設備産業の商流は、多数の当事者が関わり、複雑な様相を呈しているが、一般的、典型的な流通形態を図で表すと以下のとおりとなる。



【図表 1 一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図】

建材・住宅設備産業の取引の特徴は、まず、施主から部材メーカーに至るまで多層構造を形成している点にあり、上流の取引は、下流に影響を及ぼすことがある。第2に、建材・住宅設備産業が取り扱う商品が建物として完成するためには施工が必要となるという点である。この施工は、「施主」と「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「加工店・工事店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビ

ルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間の取引において実施される場合がある。第3に、購買、製造委託、工事を伴う取引等様々な取引形態がある。

このような多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業における下請取引の適正化を図るために、現状の取引関係・取引慣行の実態を調査・分析し、不当な取引慣行を改善する指針となるガイドラインを策定するに至ったものである。

建材・住宅設備産業の下請取引に適用される法律としては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）及び建設業法があるが、本ガイドラインでは、購買契約と製造委託の取引にかかる独占禁止法及び下請代金法を対象としている。

また、ガイドラインの使い易さを考慮し、ヒアリング調査やアンケート調査から抽出した事業者における取引事例を「問題となる具体的行為事例」及び「望ましい取引実例（ベストプラクティス）」として、できる限り紹介するよう努めている。

なお、「問題となる具体的行為事例」は、下請代金法違反や優越的地位の濫用に該当するおそれのある行為を取り挙げているが、現実に違反となるか否かについては、ケースバイケースである点に注意を要する。

更に、平成26年4月より消費税率の引上げにともない、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という）が平成25年6月5日に成立、同年10月1日に施行された。これらを踏まえ、下請代金法及び独占禁止法との関係性を整理している。

## ○下請代金法の適用範囲と規制内容

### I どのような取引に下請代金法が適用されるのか

まず、自社の取引について、下請代金法が適用されるかどうかを見極めることが出発点である。

下請代金法の適用要件には、①下請事業者の**資本金の額**と②**取引の内容**の2つがあり、これらの要件を2つとも満たす場合に、下請代金法が適用される。

資本金要件は、3億円と5000万円の2つの基準（いずれも1000万円を下限とする）があるが、製造委託の取引では3億円基準が適用される。

注）製造委託以外で3億円基準が適用されるのは、プログラム、運送、物品の倉庫における保管、情報処理である。プログラムの作成以外の情報成果物作成委託及び運送、物品の倉庫保管以外の役務提供委託の資本金基準は5000万円である。

#### 1－1 製造委託の資本金基準

下請代金法が適用される製造委託の取引は、資本金3億円超の事業者が資本金3億円以下の事業者に委託する場合と、資本金1000万円超3億円以下の事業者が資本金1000万円以下の事業者に委託する場合である。

※以下、事業者を単に「会社」という。

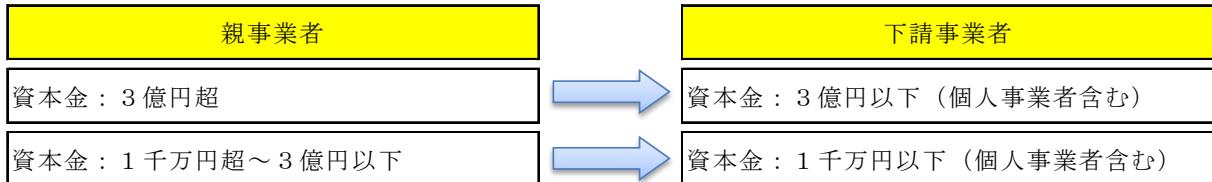
自分の会社の取引に下請代金法が適用されるかどうかは、以下に従って判断する。

#### <発注者の場合>

自分の会社の資本金が3億円を超える場合は、資本金が3億円以下の会社または個人事業者との委託取引について下請代金法が適用される。

自分の会社の資本金が3億円以下で、かつ1000万円を超える場合は、資本金が1000万円以下の会社または個人事業者との委託取引について下請代金法が適用される。

- 物品の製造委託・修理委託
- 政令で定める情報成果物製作委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



【図表2 発注者からみた、下請代金法の対象になる資本金基準】

(親事業者にならない場合)

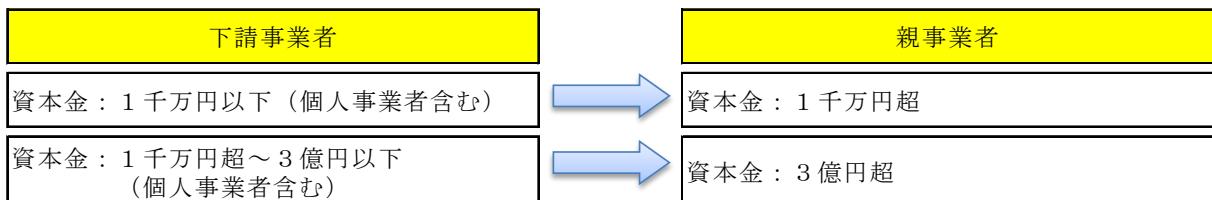
自分の会社の資本金が1000万円以下の場合や個人事業者は、下請代金法が適用される親事業者にはならない。

#### <受注者の場合>

自分の会社の資本金が1000万円以下または個人事業者である場合は、資本金が1000万円を超える会社からの委託取引に下請代金法が適用される。

自分の会社の資本金が1000万円を超え、かつ3億円以下である場合は、資本金が3億円を超える会社からの委託取引について下請代金法が適用される。

- 物品の製造委託・修理委託
- 政令で定める情報成果物製作委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



【図表3 受注者からみた、下請代金法の対象になる資本金基準】

(下請事業者にならない場合)

自分の会社の資本金が3億円を超える場合、下請代金法が適用される下請事業者にはならない。

## 1－2 情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）及び役務提供委託の資本金基準（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）

資本金5000万円超の会社が資本金5000万円以下の会社または個人事業者に委託する場合と、資本金1000万円超5000万円以下の会社が資本金1000万円以下の会社または個人事業者に委託する場合である。

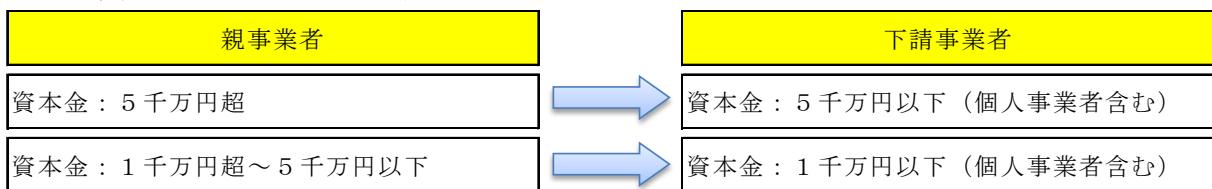
自分の会社の取引に下請代金法が適用されるかどうかは、以下のとおり判断する。

### <発注者の場合>

自分の会社の資本金が5000万円を超える場合は、資本金が5000万円以下の会社または個人事業者との委託取引について下請代金法が適用される。

自分の会社の資本金が5000万円以下で、かつ1000万円を超える場合は、資本金が1000万円以下の会社または個人事業者との委託取引について下請代金法が適用される。

### ●情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



【図表4 発注者からみた、下請代金法の対象になる資本金基準】

### (親事業者にならない場合)

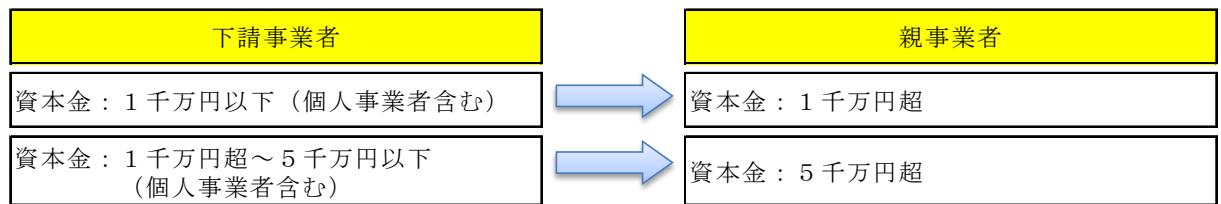
自分の会社の資本金が1000万円以下の場合や個人事業者は、親事業者にはならない。

### <受注者の方の場合>

自分の会社の資本金が1000万円以下の会社または個人事業者である場合は、資本金が1000万円を超える会社からの委託取引に下請代金法が適用される。

自分の会社の資本金が1000万円を超え、かつ5000万円以下である場合は、資本金が5000万円を超える会社からの委託取引について下請代金法が適用される。

- 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）を除く）



【図表5 受注者からみた、下請代金法の対象になる資本金基準】

(下請事業者にならない場合)

自分の会社の資本金が5000万円を超える場合、下請事業者にはならない。

## 2 取引内容に係る基準

下請代金法が適用されるのは、前記資本金基準を満たし、かつ、取引の内容が、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託のいずれかの場合である。

### 2-1 製造委託

「製造委託」とは、仕様を指定して製造を委託する場合である。規格品、汎用品ではなく、オーダー品の委託が典型である。また、製造委託には、規格品等を加工してもらう場合も含まれる。

製造委託には、次の4つ（金型を含めると5つ）のパターンがある。

#### 1) 販売用物品の製造委託

物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 住宅設備メーカーAが販売する同社専用の水栓金具の製造を委託する場合
- 建材メーカーBが販売する同社専用の壁紙の表面加工を委託する場合

#### 2) 受託生産用物品の製造委託

物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 建材商社Cが顧客から製造を請け負った建具の製造を委託する場合
- 住宅設備卸業者Dが顧客から請け負った特殊なデザインの浴槽の製造を委託する場合

#### 3) 修理に必要な部品等の製造委託

物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 住宅設備のメンテナンス会社Eが規格品の配管部品を現場取り合せに合うように部品の加工を委託する場合

#### 4) 自家使用・自家消費物品の製造委託

販売等を目的とせず、自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 建材メーカーFが商品を納品するための段ボール箱を同社指定の大きさ  
・デザインで製造を委託する場合

※この他に金型の製造委託も下請取引とされている。

## 2－2 修理委託

「修理委託」とは、物品の修理を委託する場合である。

### 1) 修理委託

物品の修理を業として請け負っている事業者が、その物品の修理を他の事業者に委託する場合である。

- 住宅設備メンテナンス会社Gが、建物から容易に取り外すことができる畳、ふすま、障子等の物品の修理を委託する場合

### 2) 自家使用・自家消費物品の修理委託

自ら使用または消費する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合である。

※その他の情報成果物作成委託、役務提供委託については、補論（注2）参照。

## II 下請代金法が適用されるとどのような規制が及ぶのか

下請代金法では、親事業者に対し、4つの遵守義務と11の禁止事項を規定している。本ガイドラインでは、これらの義務と禁止事項を取引段階別に分けて、整理した。

各取引段階での親事業者の義務・禁止事項の関係は、図表6のとおりである。

【図表6 取引段階別下請代金法が適用される場合に  
親事業者に課せられる義務・禁止事項】

(I) 見積	買いたたきの禁止(第4条第1項第5号)
(II) 発注段階	発注書面の交付義務(第3条) 支払期日を定める義務(第2条の2)
(III) 発注変更	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)
(IV) (納品)受領時、受領後	受領拒否の禁止(第4条第1項第1号) 返品の禁止(第4条第1項第4号) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)
(V) 支払	割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号) 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号) 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号) 遅延利息の支払い義務(第4条の2)
(VI) 下請事業者に対する要請	購入・利用強制の禁止(第4条第1項第6号) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)
(VII) その他	書類の作成・保存義務(第5条) 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)

### **III 下請代金法違反のペナルティ**

#### **1 効告**

下請代金法の禁止事項違反に対し、公正取引員会は親事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置を採るべきことを効告することができる。

また、効告に至らない事案であっても、改善を求める指導を行う。

中小企業庁は、親事業者に対して改善を求める行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる（公正取引委員会に措置請求した場合には公正取引委員会から効告を受ける場合がある。）。

効告を受けると、原則として公正取引委員会のホームページに掲載され、マスコミ等に公表されることとなる。

#### **2 罰則**

下請代金法第3条第1項に規定する書面交付義務に違反した場合、同法第5条に規定する書類の作成、保存義務に違反した場合は、行為者のほか、その事業者が50万円以下の罰金を課せられる（両罰規定）。

## IV 下請代金法が適用されない取引の独占禁止法の適用について

### 1 独占禁止法の優越的地位の濫用

前述した資本金基準や取引内容の要件を欠くために、下請代金法が適用されない場合であっても、下請代金法で禁止される行為を行えば、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。ただし、建設業法が適用される取引については、建設業法第42条及び建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）「1.2－1 独占禁止法との関係について」を参照。

### 2 優越的地位

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えることをいう。

取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する。

### 3 濫用行為

独占禁止法の優越的地位の濫用行為には下請代金法の禁止事項と類似の行為もある。

#### 1) 独占禁止法第2条第9項第5号イ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、取引に係る商品又は役務以外の商品を購入させたり、役務を利用させたりすることをいう。（例：押付け販売）

#### 2) 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることをいう。（例：従業員の不当使用、協賛金の收受）

### 3) 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒むこと、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせること、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせることやその額を減じること、その他取引の相手方に不利益となるような取引条件の設定、変更又は取引を実施することをいう。（例：受領拒否、不当な返品、支払遅延、不当な値引き、不当な低価格購入、要求拒否に対する不利益な取扱い、公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い等）

## 4 優越的地位の濫用行為に対する措置

公正取引委員会によって優越的地位の濫用と判断されると、公正取引委員会から排除措置命令を受ける。さらに、課徴金納付命令を受ける場合がある。

課徴金が課せられるのは、上記濫用行為が継続された場合に限られる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から濫用行為がなくなるまでの期間である。この期間が3年を超える場合は、その行為がなくなる日から遡って3年間とされている。

課徴金の算定率は、優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額の1%である。

## V 下請代金法が適用される取引の独占禁止法の適用について

IV. 3 のとおり、独占禁止法の優越的地位の濫用行為と下請代金法違反行為とは重なる部分もあり、両方に該当するという場合、どちらの法律を適用するかという問題が生じる。

ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と下請代金法の双方が適用可能な場合には、通常、下請代金法を適用することとなる。

下請代金法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為について独占禁止法は適用しないことになる（下請代金法第8条）。

いずれにしても優越的地位の濫用に該当する行為も下請代金法違反行為も行ってはならないということに変わりはない。

## VI 下請代金法の適用の判断にあたっての留意点

### 1 下請代金法の適用についての判断

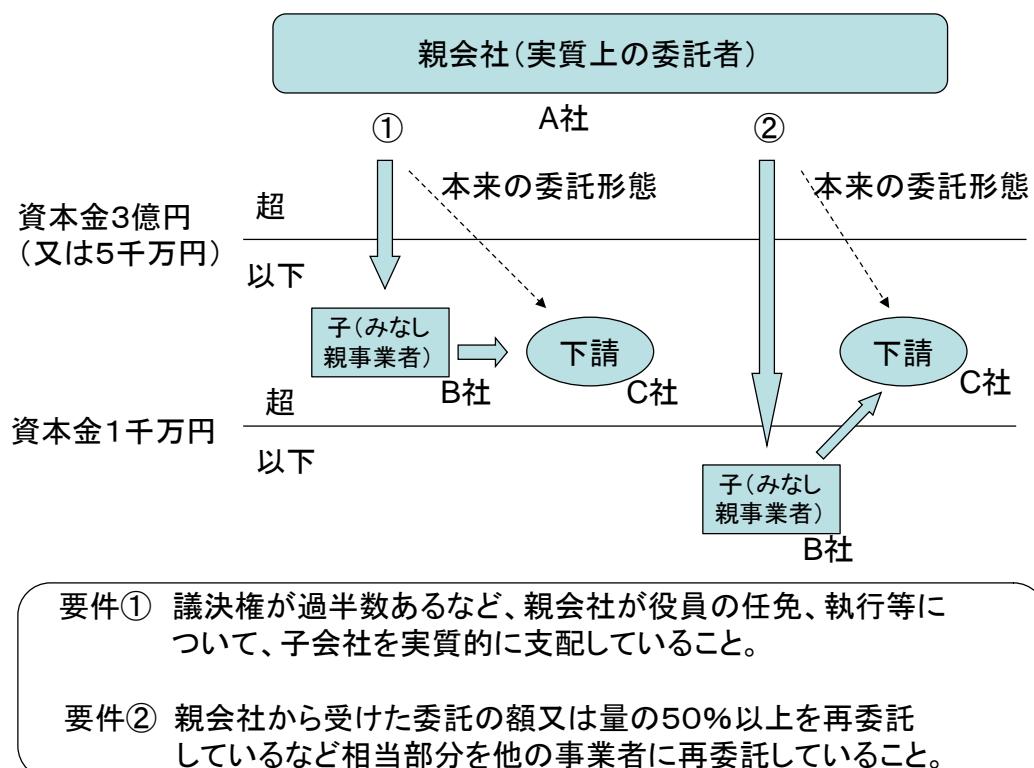
下請代金法が適用される取引かどうかは、取引相手、取引内容ごとに判断される。

### 2 子会社等が間に介在する取引と下請代金法の適用

実際に製造する者との間に発注者の子会社等が介在する場合、下請代金法の適用について、トンネル会社の規定の適用を考える必要がある。

トンネル会社の規制の趣旨は、下請代金法の適用の脱法防止にある。

例えば、本来A社がC社に製造委託しようとしていたとする（資本金要件は満たしているものとする。）。これを2段階、すなわち、まず、A社の子会社であるB社に全量外注し、B社を通じてC社に外注させれば、下請代金法は適用されないことになる。



【図表7 トンネル会社の説明図】

しかし、それでは、下請代金法を制定した趣旨が貫けないことになってしまふ。

そこで、B社がA社から①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（議決権が過半数を超える場合、実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合など）、②B社がC社に全量または相当部分を再委託すること（額又は量の50%以上）を要件として、下請代金法の規制を及ぼすことにしたのがトンネル会社の規制である。

注意すべきなのは、下請代金法が適用されるのは、B社（子会社）とC社（外注先）との取引であって、A社（親会社）ではない。ただし、下請事業者の範囲は親会社の資本金を基準として決定される点注意を要する。

### 3 親子会社間の取引

親子会社間の取引についても下請代金法の適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内の取引とみられる場合は、従来から運用上問題としている。

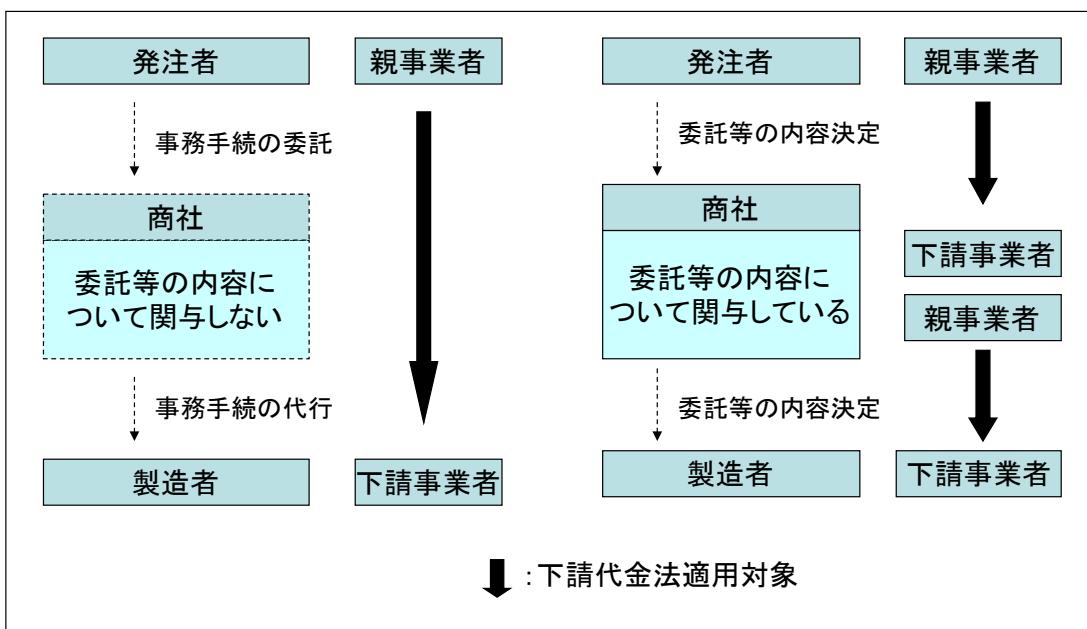
### 4 海外の事業者との取引

海外の取引先に委託している事業者に対し、下請代金法違反により勧告等がなされた事例は見あたらないが、取引適正化の観点から、発注書面の交付、下請代金の支払等が適正に行われることが望まれる。

### 5 商社が商流に入る場合

発注者と実際に製造する者との間に商社が介在するようなケースでは、誰と誰との間で下請代金法の適用をみればよいのかが問題となる。商社が委託内容に全く関与せず、事務手続きの代行を行っているにすぎないような場合は、発注者と製造者との間で下請代金法の適用を検討することになる。

これに対し、商社自身が取引に関与し、委託内容の決定に関与している場合は、発注者と商社、商社と製造者それぞれに下請代金法の適用を検討することになる。つまり、商社が介在する場合には、取引の実質みて、親事業者等の該当を判断することになる。



【図表8 商社が介在する場合の下請代金法の適用関係】

## 6 労働者派遣と下請代金法

製造業において構内作業を行う場合、労働者派遣か、下請代金法が適用される製造委託かが問題となる。

この点、労働者派遣か、下請代金法が適用される製造委託かは、親事業者が直接に下請事業者の従業員を指揮命令しているか否かによって区別される。

例えば、製造ラインの一部の作業が他の作業と明確に区別でき、その部分を下請事業者の従業員等が下請事業者の指揮命令に基づいて作業を行う場合は製造委託となる場合がある。ただし、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日労働省告示第37号）によれば、その他にも親事業者所有の製造設備等を無償で使用している場合は、請負とはいえないとされている。

労働者派遣に該当するか否かは、厚生労働省の都道府県労働局が判断するため、所轄の労働局の指導等に十分な注意が必要である。もし、親事業者に指揮命令があると判断されれば、労働者派遣法が適用されることになる。

労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは、委託取引と異なるので、下請代金法の対象とならない。

なお、下請代金法が適用される製造委託の場合、下請事業者に対し、無償で労働者の派遣を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するお

それがある。

## 7 無料で配布するカタログ・チラシ・パンフレットなどの文案、レイアウト、デザイン、印刷等

無料で配布するカタログ・チラシ・パンフレットなどの広告物の制作を委託する場合、発注者がそれらの広告制作を自ら反復継続している場合は、製造委託等の自家使用類型に該当する可能性があるので、注意を要する。また、文案、レイアウト、デザインのみの作成を委託する場合は、発注者がその作成を自ら反復継続している時に、情報成果物作成委託の自家使用類型に該当する可能性がある。下請代金法の情報成果物作成委託の要件については、補論（注2）参照。

## 8 運送委託

荷主が商品の運送を運送業者に委託する場合、下請代金法が適用されるかについては（下請代金法の役務提供委託の要件については補論（注2）2参照）、通常の契約では所有権の移転時期は引き渡しとされており、運送中の商品の所有権がメーカーにある場合には、自己が利用する役務を委託した場合として、下請代金法は適用されない。

ただし、荷主による自己の商品の運送委託については、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）が適用される可能性があるので、注意が必要である。この場合、「特定荷主」となる資本金基準は、下請代金法と同じ資本金基準が定められるなど類似の規制がある（補論（注4）参照）。

なお、荷主が自己の取引上の地位を不当に利用して物流業者と取引する行為については、「物流特殊指定」のほか、「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）又は「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の適用もあるため、留意する必要がある。

## ○消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲と規制内容

### I どのような取引に消費税転嫁対策特別措置法が適用されるのか

#### 1 趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的とする。

#### 2 適用される期間

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの期間に限定されている（注）。転嫁拒否行為が平成29年3月31日までに行われた場合は違反対象とされる（消費税転嫁対策特別措置法附則第2条）。

（注）所得税法等の一部を改正する法律案（平成27年4月1日施行予定）において、消費税転嫁対策特別措置法の期限は平成30年9月30日に延期されることが盛り込まれている。

#### 3 適用される取引

消費税が課される取引は、①国内において、②事業者が事業として、③対価を得て行う、④資産の譲渡・資産の貸付・役務の提供の要件を満たす取引である（課税取引）。非課税取引とされる主な例としては、①土地の譲渡・貸付、②利子や保険料、③住宅の貸付、④授業料、入学会員、受験料等、⑤行政手数料等がある。

#### 4 消費税の問題の整理

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税である。消費税は、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品等が販売される都度その販売価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担するものである。

従って、実際に事業者が納付すべき消費税の計算は、課税期間の課税売上に対する消費税額から課税期間の課税仕入れに含まれる消費税額を控除して計算される。

消費税の増税を巡る転嫁拒否、阻害表示、総額表示の特例、適用除外カルテル等の諸問題は、買主と売主とに分けて位置づけて理解する必要がある。売主としては、阻害表示、総額表示の特例、適用除外カルテル等の問題がある。

売主には、消費税の増税時といえども値引きキャンペーンをすることは自由である。しかし、「消費税還元セール」、「消費税増税分3%はいただけません。」等の表示を認めると、買主に消費税の転嫁が認められにくくなる

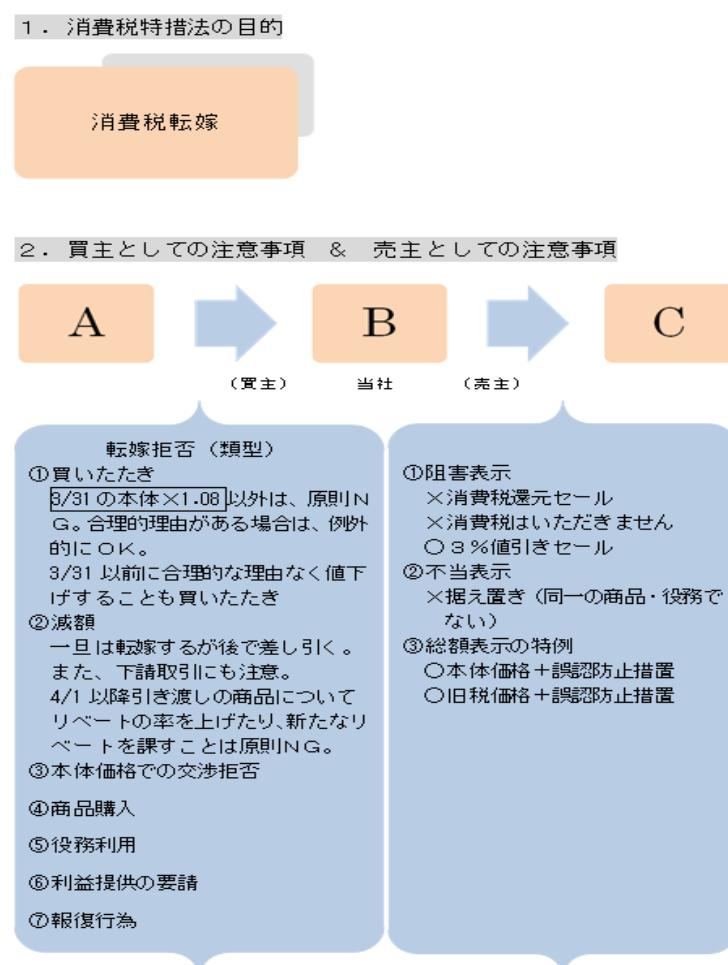
のも事実であり、これらの消費税や増税を強調した表示は阻害表示として禁止されることになっている。

次に、もともと価格の総額表示義務は、消費者に対する価格に課された義務であるが、今回、事業者の値札等の切り替えの負担を考慮して、総額表示義務について、誤認防止措置を条件に免除できるのが総額表示の特例である。

適用除外カルテルも売主の問題である。消費税の円滑な転嫁のために消費税の転嫁を促進する事業者の共同行為を独占禁止法の不当な取引制限（カルテル）の適用除外としたものである。転嫁カルテルと表示カルテルがあるが、いずれも公正取引委員会への事前届出が要件とされている。

次に、一定の買主（後述する特定事業者）に対して、転嫁拒否の禁止義務が課せられている。図表9のCが事業者である場合は、Cに転嫁拒否の禁止義務が課せられることになる。従って、Cが事業者の場合も、Cが買いたたき等に問われる可能性があり、後述の合理的な理由が必要となる。

図表9：消費税転嫁対策特別措置法の目的と注意事項



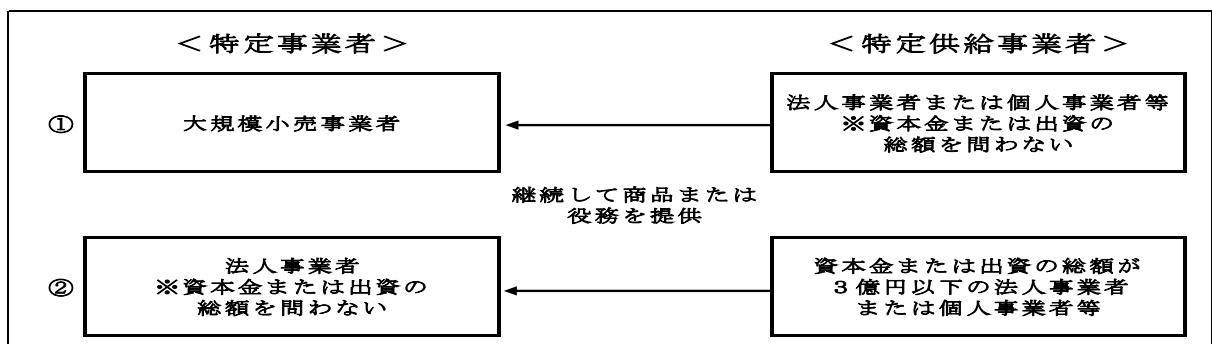
## 5 消費税転嫁対策特別措置法により禁止義務を課される事業者

消費税転嫁対策特別措置法により禁止義務を課されるのは、買主である。

この義務を課される者を「特定事業者」という。この特定事業者に継続して商品または役務を提供する者を「特定供給事業者」という。

その要件を図示すると、以下の図表10のとおりである。

図表10：特定事業者と特定供給事業者



特定事業者は、①大規模小売事業者と②大規模小売事業者以外の法人事業者に分かれる。

①の大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上である者か、一定規模以上の店舗面積を有する者（東京都特別区や指定都市では3000平方メートル、その他の市や町村では1500平方メートル以上の店舗を有する者）である。大規模小売事業者は、納入業者に対して、バイイングパワーを持つ典型的な事業者である。

大規模小売事業者の小売業要件について、公正取引委員会は「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問のQ1-1」において、「前事業年度における一般消費者が日常使用する商品の小売販売に係る売上高が100億円未満であっても、販売形態、販売期間、売上規模、他の事業との関連性、総売上高に占める小売販売に係る売上高の割合等からみて、小売販売事業がサービス業、製造業等の他の事業に付随した業務ではないと認められるときには、小売業を行う者に該当」するとしている。また、事業者に使用されるような生産材のみを小売りしている事業者は含まれないとする。

建材・住宅設備産業では、事業者が一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う場合は必ずしも多くなく、①の大規模小売事業者である特定事業者に該当しない場合が多くないかも知れないが、後述する②の特定事業者に該当する場合が多い。

## II 消費税転嫁対策特別措置法が適用されるとどのような規制が及ぶのか

消費税転嫁対策特別措置法で禁止される①から⑥の6の義務は、下請代金法で禁止される11の禁止義務の5項目に1項目(税抜き価格での交渉拒否)を加えたものである。そこで、下請代金法の11の禁止行為と消費税転嫁対策特別措置法の6の禁止行為の関係を図示すると図表11のとおりとなる。

図表11：消費税転嫁対策特別措置法と下請代金法の禁止行為

	消費税特措法	下請代金法
交渉時	①税抜き価格での交渉拒否	
値決め	②買いたたき	①買いたたき
発注		●3条書面の交付
発注変更		②不当な給付内容の変更
受領		③受領拒否
受領後		④返品 ②不当なやり直し
支払	③減額	⑤支払遅延 ⑥割引困難な手形の交付 ⑦減額 ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済
要請	④商品購入 ⑤役務利用又は利用提供の要請	⑨購入・利用強制 ⑩不当な経済上の利益の提供要請
その他	⑥報復行為	⑪報復措置 ●5条書類の作成保存

### III 取引段階ごとの禁止行為の留意点

#### 1 交渉段階

##### 【本体価格での交渉拒否】

特定供給事業者の本体価格（消費税を含まない価格をいう。以下同じ。）での交渉を拒否してはならない。

特定供給事業者にとって消費税の転嫁を確実に認めてもらうためには、本体価格で交渉することが最も有効であることから、特定事業者がそれを拒否すること自体を禁止行為として規定されたものである。

本体価格での交渉拒否は、「消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出」を拒む行為である。消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請代金法上の考え方（以下「公正取引委員会ガイドライン」という）では、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当するものはいうまでもないが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当するとしている。また、特定供給事業者が本体価格で交渉を行うことを困難にさせる場合も本体価格での交渉拒否行為に該当することに注意が必要である。例えば、特定事業者が本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合である。

#### 2 値決め段階【買いたたき】

平成25年10月1日以降、平成26年4月1日以降に受ける特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務に関して、特定事業者が通常支払われる対価よりも低く定めることにより消費税の転嫁を拒んではならない。

##### 【合理的な理由】

公正取引委員会ガイドラインでは、特定事業者が、合理的な理由なく、通常支払われる対価よりも低く定める行為が、買いたたきに該当するとしている。公正取引委員会ガイドラインでは、「合理的な理由」として例えば以下の3つが挙げられている。

- ① 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な交渉の結果、当該原材料等の下落を対価に反映させる場合

- ② 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
- ③ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な交渉の結果、原材料の市況価格を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

公正取引委員会ガイドラインでは「当事者間の自由な交渉の結果」とは、当事者間の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨としている。

合理的な理由は、これら3つに限定されるわけではないが、合理的な理由があることについて、特定事業者が説明する必要がある。

特定事業者がセールを行えば売上げが伸びて特定供給事業者の利益の増加にもなることを客観的な事実を用いて説明し、特定供給事業者が十分に納得した上で、納入価格の引下げに応じる場合は、買いたたきに該当しない（「消費税転嫁対策特別措置法等ガイドライン（案）に対する意見の概要とこれに対する考え方」パブリックコメント32番の「公正取引委員会の考え方」参照）。

#### 【違反行為の想定例】

- ・消費税率の引上げに際して、特定事業者は、製品毎の原価構成の差異等の事情を考慮することなく、特定供給事業者に対して、複数の製品を一律に一定比率での原価低減することを要請し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。

### 3 代金支払段階

#### 【減額】

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に決めた対価を事後的に減じてはならない。

公正取引委員会ガイドラインでは、合理的な理由として例えば以下の2つが挙げられている。

- ① 商品に瑕疵がある場合や納期に遅れた場合等、特定供給事業者に責任

- がある場合で、相当と認められる金額の範囲内で対価を減じる場合
- ② 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取り決めが従来から存在し、当該取り決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

#### 【違反行為の想定例】

- ・特定事業者が、建材の代金の支払いにあたって、事前に取り決めがないにもかかわらず、清掃費用やエレベーター等の利用料金等の名目で、特定供給事業者に対して、事前に取り決めた対価から一部を差し引いて支払うこと。
- ・特定事業者が協賛金や販売促進費などの名目でリベートを増額するまたは新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引き上げ分の全部又は一部を特定供給事業者に対する対価から減じること。

#### 4 特定供給事業者に対する要請

##### 【商品購入、役務利用又は利益提供の要請】

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己の指定する商品を購入させ、もしくは自己の指定する役務を利用させ、または自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させてはならない。

消費税転嫁対策特別措置法上、特定事業者が禁止される商品購入、役務利用又は利益提供の要請は、「消費税の転嫁に応じることと引換えに」という要件が付されている。

公正取引委員会ガイドラインでは、次のような場合等、取引上合理的な必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合には、当該行為に該当しないとしている。

- ① 特定の仕様を指示して商品の製造を発注する際に、当該商品の内容を均質にするため又はその改善を図るために必要があるなどの合理的な必要性から、当該商品の製造に必要な原材料を購入させる場合
- ② 消費税率引上げに際して、特定事業者が電子受発注システムを新たに導入し、当該システムの利用を全ての取引先との間で取引条件とする等、受発注業務のコスト削減のために合理的な必要性がある場合に、当該システムを使用させる場合

②は増税とタイミングはマッチしているが、受発注業務のコスト削減という客観的な合理性が認められるため、消費税の転嫁を条件としたとはいえないことが比較的明確なケースである。

#### 【違反行為の想定例】

- ・消費税率引き上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特定事業者が建材の見本作成に要するサンプル品を、特定供給事業者に対して無償で提供することを要請すること。

### 5 その他

#### 【報復行為】

特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、違反行為を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取り扱いをしてはならない。

消費税転嫁対策特別措置法については、公正取引委員会等が書面調査等を通じて違反被疑情報を収集しているが、それ以外にも消費税の転嫁拒否を受けた被害者からの情報提供や調査協力が不可欠である。ところが、違反を摘発された特定事業者が情報提供の犯人探しを行う等することにより、消費税転嫁拒否の被害を受けた特定供給事業者が萎縮して、情報提供を断念せざるを得なくなる。それを防止するために、報復行為自体を消費税転嫁対策特別措置法の違反対象としたのである。下請代金法にも同様の禁止行為がある。公正取引委員会ガイドラインでは、報復行為は、勧告や措置請求の対象となるなど厳正に対処する方針が示されている。

## IV 消費税転嫁対策特別措置法違反に対する措置

公正取引委員会、特定事業者の主務大臣、中小企業庁長官が特定事業者に対して必要な指導等を行う。

指導等の内容は、例えば、以下のとおりである。

- ① 転嫁を拒否した消費税額分を支払う
- ② 過去的に消費税率引上げ分を対価に反映させる
- ③ 転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り、商品の代金を返還させる
- ④ 役務の利用料又は提供を受けた利益を返還させる
- ⑤ 消費税を含まない価格で価格交渉を行わせる
- ⑥ 指導に基づいて採った措置を特定供給事業者に通知させる
- ⑦ 違反行為の再発防止のための研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じさせるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底させる
- ⑧ 今後、転嫁拒否等の行為を繰り返させない

主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第3条違反があると認めるときは、同法第5条に基づき、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができる。ただし、消費税転嫁対策特別措置法第5条第1号から第4号に該当する場合は（i 消費税転嫁対策特別措置法第3条違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められているとき、ii 特定供給事業者の不利益の程度が大きいと認められるとき、iii 特定事業者が繰り返し行う蓋然性が高いとき、iv その他消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき）措置請求をすることとされている。

公正取引委員会は、措置請求を受けた場合等に調査を行い、違反する行為があると認められるときは、上記①から⑧のような措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表することとされている。

## V 下請代金法・独占禁止法（優越的地位の濫用）の優先関係

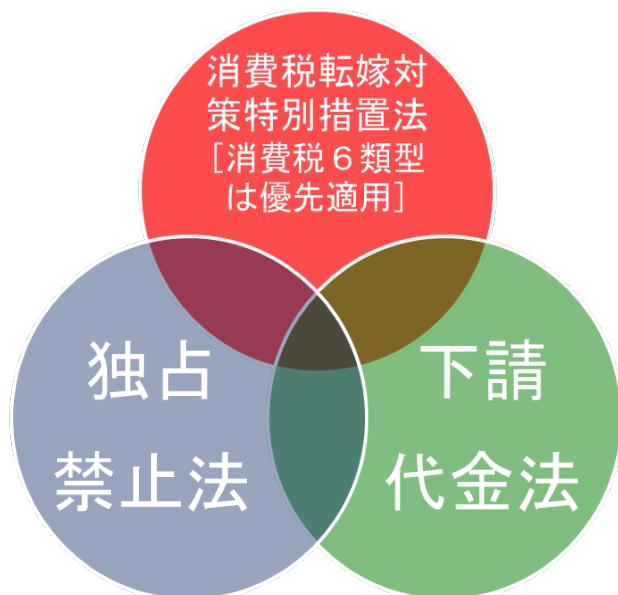
特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者が下請代金法の親事業者である場合、消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法、下請代金法が適用される余地はあるが、消費税転嫁対策特別措置法 6 類型（①税抜き価格での交渉拒否、②買いたたき、③減額、④商品購入、⑤役務利用又は利益提供の要請、⑥報復行為）については、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。

消費税転嫁対策特別措置法 6 類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為は、下請代金法と独占禁止法が適用される。ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号と下請代金法の双方が適用可能な場合には、通常、下請代金法を適用することとなる。親事業者でない特定事業者の場合で、消費税転嫁対策特別措置法 6 類型の行為については、消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法が適用される余地があるが、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。しかし、消費税転嫁対策特別措置法 6 類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為については、独占禁止法が適用される。

この関係を図示すると、図表 1 2 のとおりである。

図表 1 2 : 消費税転嫁対策特別措置法、下請代金法及び独占禁止法と優先関係

### ●消費税転嫁対策特別措置法、下請代金法及び独占禁止法の優先関係



## **VI 消費税転嫁対策特別措置法に該当しない転嫁拒否等**

消費税転嫁拒否に関する限り、消費税転嫁対策特別措置法に該当しない場合であっても、下請代金法や独占禁止法の優越的地位の濫用に該当する場合は、それらが適用される点に注意を要する。

## ○取引段階ごとの対応

### I . 見 積

#### 1 見積時の留意点

##### 1－1 買いたたきの禁止

値決めに当たっては買いたたきとならないよう注意しなければならない。

下請代金の額を決定する際、①通常支払われる対価（注）に比べて著しく低い額を ②不当に定めることは、「買いたたき」に該当する（下請代金法第4条第1項第5号）。

買いたたきに該当するか否かは、

- ① 著しく低いかどうかという価格水準（「通常支払われる対価」と「下請事業者の給付に対して支払われる対価」との乖離状況や必要に応じその給付に必要な原材料等の価格動向など）
- ② 不當に定めていないかどうかという下請代金の額の決定方法（下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法）や対価が差別的であるかどうか等の決定内容

を勘案してケースバイケースで総合的に判断される。

しかし、市場価格の把握や著しく低いか否か、不当な決定方法か否かの判断は、必ずしも明白ではないので、買いたたきに該当するおそれのある行為類型を下請代金法に関する運用基準などであらかじめ把握した上で、適切に価格設定を行うことが重要である。

(注) 「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。

##### 1－2 買いたたきに該当するおそれのある行為

買いたたきに該当するおそれのある行為類型として、以下のものが挙げられる。

- ① 対価の決定方法が欺瞞的な場合  
大量に発注することを前提として単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しなかった場合
- ② 親事業者と下請事業者が十分な協議を行っていないことが明らかな場合

以下のような例は、不当な下請代金の決定方法に該当するおそれがある。

- 1) 親事業者が一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定める場合
- 2) 親事業者の予算単価のみを基準として一方的に単価を定める場合
- 3) 親事業者が指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価では対応できないとして単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置く場合
- 4) これまでの取引よりも短納期発注に変更されることにより、確実にコスト増が見込まれるため従来の単価では対応できないとして、下請事業者から単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに単価を据え置く場合
- 5) これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため、従来の単価では対応できないとして、下請事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で、下請代金の額を定める場合

## 2 見積時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

- 1) 見積と異なる数量の発注について、同価格を押しつけられるケース
  - ・ 見積時に出した納入ロットに対して、それより小ロットでも同価格で口頭発注がなされる（電話での発注）。小ロットになると運賃も高いし、納入しない残りの在庫負担も大きいので、単価の値上げを求めたにもかかわらず、一方的に見積時の価格を押しつけられる。発注者によっては指定品、支給品があるケースもある。
  - ・ 納入数量単位が、見積での100個から実際は50個になったため、単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に見積時の価格に据え置かれる。
- 2) 虚偽または比較の対象として不合理な見積書等による値引き要求
  - ・ 品質の異なる物品の見積や発注を前提としない見積書を比較させられ、値引き要求を受け、当社の見積価格を大幅に下回る単価を一方的に押しつけられた。

- ・品質が異なるにもかかわらず、海外工場に製造を委託した場合の安価な価格を引き合いに出して、十分に協議することもなく大幅な値引き要求を受けた。

### 3) 親事業者が価格を一方的に決めているケース

- ・見積は何回か提出するが、先方からは口頭発注のみで発注書は出ない。価格も先方の指値を一方的に押しつけられる。
- ・材工一式工事の場合、見積には材料と工事それぞれ別々に内訳を書いているが、予算枠が決まっているため、実質は発注者の指値により価格が決定されている。
- ・発注者から図面を入手し、部品図を作成して明細書と見積書を作成して提出するが返答はなく、その後、口頭で発注があるだけである。発注書は注文書と一緒に自社で作成して発注者に渡し、捺印した発注書が送られてくる。
- ・材工一式工事で、最初に参考図を出して建築図面を入手し、それにもとづいて見積書を作成するが、ほとんど価格は決められている（見積書についての内容の折衝は行われず、物件全体の価格が決まっているので、それぞれは指値同様となっている）。
- ・オーダー品の場合、十分に協議することなく、これだけしか払えないでの、それでやってほしいと言われる。
- ・発注者側が図面上最低必要な物での積算で費用を決定している。往々にして図面と現場では差異が発生し、必要とされている量よりも多く材料を入れていため、ロスが発生しやすく、その負担やその在庫保管にかかる費用を自社で負担するよう押し付けられる。
- ・極めて例外的な特異な発注実績をベースにした金額交渉になってしまう。製品のグレードを無視し、台数あたりいくらという話を押し付けてくる。
- ・発注者は、発注者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

### 4) 対価が増加する事由が生じても価格に反映されないケース

- ・実際の発注量が単価見積時の数量より減少した場合や、設定変更のためにコストアップした場合でも、一方的に当初の見積単価を押し付けてくる。

- ・ 配送コストを親事業者が支払うべきか、下請事業者が支払うべきかが曖昧にもかかわらず、一方的に下請事業者が負担させられる。
- ・ 環境対策にかかる費用は廃棄物処理規制の強化により上昇傾向にあるが、製品価格への転嫁についての協議に応じてもらえない。
- ・ 一定期間の価格協力と言われて安値に応じたが、期限が過ぎても正規の価格へ戻してくれない。
- ・ 原材料が値上がりしても請負金額の改定交渉に応じてもらえない。
- ・ 材料費、燃料費、労務費のアップ分の単価改定交渉に応じてくれない。
- ・ 発注者は、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・ 発注者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・ 以前と比べ小口配送（3回は配送する）が増えているため、増額した見積りを提出しても協議に応じてくれない。
- ・ 見積は一台単位でしているが、実際には個別に小口で複数回配送し費用が増えている。配送先も過去は1箇所に納めていたが、先方の都合で複数先に納めることになっているが、その作業に係る費用を増額するための単価改定交渉に応じてくれない。
- ・ 図面の承認後に作り始めるが、承認が遅い。見積では3週間の納期であるが、実際は1週間くらいしかない。工賃増となる分の単価改定交渉に応じてくれない。
- ・ 見積を型代込みで作成し、製品代に上乗せしているが、決定時には外されている。
- ・ 省エネ法のトップランナー制度に対応するなど省エネ性能が高い部品を採用したことにより発生した製造コスト上昇分について、予算枠が決まっていることを理由に価格転嫁に応じてもらえない。

### 3 見積時の望ましい取引慣行

下請代金の額は最も重要な取引条件であることから、親事業者が一方的に価格を決めるのではなく、発注者・受注者間で十分協議の上、決定する必要がある。

親事業者は、下請事業者から提出された見積書をもとに価格、その他の取引条件について十分な協議を行った上で決定する必要がある。その見積書には、見積の前提条件、別途となる項目などを明記することが望ましい。さらに、後々のトラブルを防止するためには、見積の前提条件や提案書など、交渉経過に関する文書をできるだけ保存しておくことが望ましい。

親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じることが望ましい。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定することが望ましい。

また、親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう努めることが望ましい。

- ・具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。
- ・原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること。
- ・原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減要請をすること。
- ・文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めるこ。
- ・コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価へ反映すること。
- ・下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

## 4 見積時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 原材料価格の高騰を製品価格に反映させるのに、値決め交渉に時間がかかり、時には交渉が成立しないことがあった。このため原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取り決めた上で導入した。親事業者に対して原材料価格の高騰による負担額を明示できるので、提案交渉が容易となり、値決めまでの期間の短縮ができる。
- B 昨今の原材料高騰を受け、従来は不定期に価格改定交渉を行っていたが、現在は一定の範囲以上の変動があった場合には定期的に価格改定交渉が行えるよう話し合いの上変更した。
- C 燃料費は、燃料サーチャージ制を導入し取引価格に適正に反映させている。
- D 「見積・取決条件」を下記の3つの観点により見直しを行い、運用している。
  - ①産業廃棄物の処理やその他の環境保護関連法令との不整合の解消
  - ②見積・取決条件の不明確な部分の是正、地域事情を考慮した選択制の採用
  - ③個別取引に適した条件を下請事業者と協議・選定できる書式の採用
- E 親事業者及び下請事業者が履行すべき業務範囲をチェックリスト化し、契約書に添付することとした。
- F 見積時に見積条件として、「納期」の大幅短縮・延期、「数量」の実測数量、「作業現場」での設備無償貸与、「廃材」の処理費用、「変更・追加」時の見積請求、「手待ち」作業日の請求などを明文化して確認する。
- G 見積時に見積条件として、所定の書式にて、親事業者とそれぞれの作業区分と費用負担の項目を明確にし、確認印を押す。また、「注文書」「注文請書」「変更・追加指示書」「変更・追加確認書」「前後の増減精算書」などの書式を以て相互確認を実施する。
- H ISOの取得を理由に、親事業者に発注書などの書面の請求を確実に実施

する。

- I 省エネ法のトップランナー制度に対応するなど省エネ性能が高い製品の従来品との価格差（価格上昇分）について、上昇分の内訳を明らかにする等、合理的な価格設定である根拠を示した上で、親事業者へ見積提示を行った。

(留意点)

Aは、原材料が高騰している場合、その限度において取り決めるのは下請事業者にとって不利益とはならないで問題はないが、原材料価格が下落している場合、一定率により当然に製品価格を下げることとするなど、下請事業者の予測がつかない不利益を及ぼすことのないよう注意する必要がある。

なお、引き下げた単価を既に発注済みの製品にまで遡って適用することは下請代金の減額として問題となる。

D・Eは、業務範囲の明確化に向けての取り組みであり、業務範囲を可能な限り明確にしておくことが、事後の紛争を防ぐ上で有用である。

Fは、見積時に見積の前提条件、費用項目を明確にしておくことにより、後の追加等が生じたときに、協議の範囲を明かにし、スムーズに交渉を進めるための方法として有用である。

Gは、見積書、発注書面、請書、変更指示書、現場の追加修正等の一連の書式を統一して、書面の作成、交付を円滑にする方法として有用である。

Hは、ISOを根拠として（書面の作成保管が義務づけられていることを示す）、書面の作成交付を求ることにより、円滑に書面の作成、交付を実現することができる。

## II. 発注

### 1 発注時の留意点

#### 【下請代金法上の留意点】

##### 1-1 書面交付義務

下請代金法が適用される場合は、親事業者は、発注に際して一定の事項をすべて記載した発注書面を直ちに下請事業者に交付しなければならない（下請代金法第3条第1項）。

###### （1）書面に記載すべき事項

発注書面に記載すべき事項は、「下請代金法第3条の書面の記載事項等に関する規則」（以下「3条規則」という）により具体的に定められており、12項目ある（補論参照）。

いずれも契約上重要な事項である。下請代金法が親事業者に下請取引上重要な事項を書面化し、下請事業者への交付を求めた趣旨は、①下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多いので、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付させ、下請取引に係るトラブルを未然に防止すること、②親事業者が自主的に本法を遵守することを期待し、下請取引の公正化を図るためにある。

その内容は、製造委託等をした日、給付の内容、給付を受領する期日、給付を受領する場所、検査完了期日、下請代金の額、下請代金の支払期日、手形の場合は満期日と金額、一括決済方式で支払う場合はその内容（金融機関名、貸付又は支払可能額等）、原材料等を有償支給する場合はその内容（品名、数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法）等である。

###### （2）内示の留意点

内示は、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないものであるが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて正式の発注と認められる場合には、当該内示により正式発注があったと認定される。この場合、当該内示の段階で発注書面を交付しなければ下請代金法第3条違反となる。また、当該内示に基づいて製造した製品を親事業者が受

領しない場合、受領拒否（下請代金法第4条第1項第1号）に該当する。

### （3）電子受発注による場合

#### 1) 電子受発注の方法

書面の交付に代えて、電磁的な方法によることも認められる（下請代金法第3条第2項）。その場合、親事業者は、あらかじめ下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類、内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならない（下請代金法施行令第2条第1項、第3条規則第3条）。

電子受発注による方法は、以下のいずれかによる。いずれの場合であっても、下請事業者が電磁的記録を出力して書面を作成が必要である（第3条規則第2条第1項及び第2項）。

- ① 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者使用の電子計算機（パソコン等）に備えられたファイルに記録する方法（電子メール等）
- ② 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、下請事業者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（ウェブ等）
- ③ フロッピィディスク、CD-ROM等電磁的記録を下請事業者に交付する方法

#### 2) 電子受発注の留意点

##### ①電子メールの方法による場合

下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいはず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要である。

なお、携帯電話に電子メールを送信する方法については、携帯電話端末にメモリー機能が備わっており、下請事業者が所有する特定の携帯電話端末のメールアドレスに、必要事項を電子メールで送付することがあらかじめ合意されているなどの場合には、下請事業者のファイルに記録する方法と認められる。

(注) 3条書面とは、発注内容等を記載した書面であり、下請代金法第3条により親事業者が発注に際して下請事業者に交付することが義務付けられている。（補論注1参照）

## ②ウェブの方法による場合

下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールを送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして、下請事業者の使用する電子計算機（パソコンコンピュータ含む）のファイルに記録できるような対応が必要である。

## 1－2 支払期日を定める義務

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、下請代金の支払期日を給付を受領した日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で定める義務がある（下請代金法第2条の2）。

給付を受領した日とは、検収の有無にかかわらず、親事業者が下請事業者から給付の目的物を受領した日（納品の日）である。

支払期日を定めなかった場合は、給付の受領日が下請代金の支払期日となる。

## 1－3 仕様・検査基準の明確化

検査を行う場合、検査基準を明確に定めておくことが必要である。

(1) 仕様・検査基準が不明確であると、必然的にやり直しの基準も不明確になってしまい、不当なやり直しの問題が生じかねない（下請代金法第4条第2項第4号）。詳細は、「IV 受領時、受領後」で後述。

(2) 当初検査基準を示さずに、後で恣意的に厳しい検査基準を設け、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、費用の全額を負担することなく給付内容の変更を要請することにより、下請事業者の利益を不当に害すると、不当な給付内容の変更に該当するおそれがある（下請代金法第4条第2項第4号）。詳細は、「III 発注変更」で後述。

## 1－4 有償支給原材料等の購入要請の可否

親事業者は、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する原材料等を強制的に下請事業者に購入させてはならない（下請代金法第4条第1項第6号）。

有償支給原材料等の支給は、法律的には支給材の売買契約であるが、品

質維持や改善等の必要性といった正当な理由がない場合には、親事業者が自社製品や他社製品を指定して下請事業者に購入させることは、購入強制の禁止（下請代金法第4条第1項第6号）に該当する。詳細は、「VI 下請事業者に対する要請」で後述。

## 【その他の留意点：下請代金法の適用がない取引について】

### 1－5 書面の交付義務

下請代金法が適用されない取引では、発注書面の交付は法律上義務づけられるわけではないが、権利義務の範囲を明確にして、後の紛争を防止する趣旨からも、発注書面を交付することが望ましい。なお、建設業法が適用される取引では当初契約、追加工事に伴う追加・変更契約、工期変更に伴う変更契約について書面による契約締結義務がある（建設業法第19条及び建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）「2. 書面による契約締結」）。

### 1－6 支払期日の設定

下請代金法が適用されない一般の取引では、支払期日は当事者の合意により自由に決めることができる。ただし、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に不利益となるような支払期日を設定する場合は、独占禁止法の優越的地位の濫用の問題となり得る。なお、建設業法が適用される取引では、支払期日の定めがある（建設業法第19条、第24条の3、第24条の5及び建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）「2. 書面による契約締結」、「9. 支払保留」、「10. 長期手形」参照）。

## 2 発注時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

### 1) 発注書面の不交付

- 長年の取引慣行では発注書が作成されず、口頭で発注され単価も決めずに作業を開始している。そのため契約内容が曖昧になり、後から数量不足や超過等が生じる。
- 金型の製造委託についての発注書を出してくれない。
- 親事業者からの注文書が届くのが納品後となる場合が多い。
- 長期の取引を行っている親事業者との場合では、電話で発注を受けるだけ

で発注書が送られてこない。

## 2) 追加工事の発注書の不交付

- ・ 施主の要望などの理由での追加工事については、自社から見積書を出すが、発注書が交付されず、追加費用が支払われない。
- ・ 追加工事の見積を出しても、価格と支払は最後まで決まらない。工事が終わってから取引の証拠として注文書がくることもある。

## 3 発注時の望ましい取引慣行

発注に関しては、親事業者と下請事業者の間で事前に受発注に係る取引ルールを取り決めておくことが望ましい。当該取引ルールには、「3条規則」に定められた項目に加え、書面による発注や電子受発注を行う場合であっても、受発注内容のファイルへの記録を可能とするなど、取引経過を保存することにより事後のトラブルを回避する対策を取ることが重要である。

## 4 発注時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 受発注処理の正確・迅速化のため、受注形態として基本的に自社開発のウェブシステムで行い、インターネットで送られてきた受注情報を自社の生産計画システムへと連動させている。インターネットで受けた時点を発注書の受領としている。
- B 親事業者からの発注はデータで入手し、そのデータを自動で自社生産システムに落とし込んで製造するしくみを構築している。また、親事業者側の受注データもオンラインでの確認が可能なため、生産計画が立てやすくなっていることにより、IT化を推進していることが大きな強みとなっている。
- C 正確・迅速化のため受注は全て電子媒体で行い、受注内容から発送先までの情報は自社システムとリンクしている。これにより全工程の一元管理が可能となり、コストとミスを低減することができた。
- D 電子商取引を推進しており、契約から請求書までの電子化を行っている。

電子化することで親事業者と下請事業者の両者に正確・迅速化等の幅広い  
メリットがある。

(留意点)

A～D 電子化、システムの共有化

電子化、システムの共有化を図ることにより、それぞれの情報を共有する  
ことが可能となり、受発注の効率化、生産の効率化を図ることが可能となる。

電子受発注による方法を選択する場合には、41頁の（3）2）電子受発  
注による場合の留意点を遵守する必要がある。

### III. 発注変更

#### 1 発注変更時の留意点

##### 1－1 不当な給付内容の変更の禁止

###### (1) 納入内容の変更

納入内容の変更とは、納入の受領前に、発注書に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいう。発注の取消（契約の解除）もこれに該当する。

###### (2) 不当な納入内容の変更の禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注の取消又は発注内容の変更を行い、下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請代金法第4条第2項第4号）。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「納入内容の変更」をさせることができるのは、次の場合だけである。

1) 下請事業者の要請により納入の内容を変更する場合

2) 納入を受領する前に下請事業者の納入の内容を確認したところ、納入の内容が3条書面に明記された注文内容とは異なること又は下請事業者の納入に瑕疵等があることが合理的に判断される場合に、納入の内容を変更させる場合

##### 1－2 発注内容を変更する場合の発注書面の交付

###### (1) 発注変更の場合の書面の交付義務

当初の発注内容を変更した場合、親事業者は変更内容及びその理由を記載した書面を作成し、作成記録した日から2年間保存しなければならない（下請代金法第5条、下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（以下、「5条規則」という）第3条）。

###### (2) 発注変更が新たな発注と認められる場合

当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項を記載した「3条書面」を改めて交付する必要がある。例えば、発注数量を変更し、減少させる場合は、新たな発注とは認められない場合が多いと考えら

れる。

なお、数量の減少により、下請事業者が単価の見直しを求めたにもかかわらず、十分な協議を行わず、一方的に従来の単価に据え置くことは「買いたたき」に該当するおそれがある。

物品を追加したり、数量を増加させる場合等は、新たな発注と見なされる。新たな発注と認められる場合は、発注書面を交付しないと、書面交付義務違反となるので、注意が必要である。

### (3) 下請代金法5条書類の作成・保存義務の趣旨と記載事項

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

書類への記載事項は5条規則に定められ17項目ある（補論参照）。変更、やり直しの内容及び理由、下請代金の額の増減及びその理由、下請代金の一部支払又は原材料等の対価を控除した場合の下請代金残額、遅延利息を支払った場合の遅延利息の額及びその支払日等である。

## 1－3 その他の留意点

### (1) 契約成立前の発注取消・変更

#### ①申込みの撤回

下請事業者が承諾の意思表示をする前に、発注を撤回すれば、民法上申込みの撤回として認められる場合がある。

#### ②発注取消

発注書面と請書をやりとりしている場合、下請事業者が請書を提出する前に発注を撤回（取消）する場合が考えられる（なお、下請代金法上、請書の提出は求めていない。）。

しかし、下請事業者が材料を手配する等契約の成立を前提とした行動を開始するなどした場合は、民法上契約の成立が認められる場合があり（民法第526条2項参照）、発注書面を交付したすぐ後に申込みの撤回を行う等の場合でないと発注の取消しは認めにくい。

### (2) 契約成立後の発注取消・変更

一旦契約が成立すると、債務不履行などの契約の解除事由がない限り、一方のみの意志では契約を消滅することは民法上できなくなる。下請事

業者が同意する場合は、内容を減らす際は契約の一部合意解除として、増加させる場合は発注の追加として、発注変更ができる。

### (3) 施主の都合による仕様変更

建材・住宅設備産業の流通においては、施主の都合により設計、仕様が変更されることが比較的多いが、親事業者が下流の部材メーカーその下請事業者に変更に伴う負担を押し付けることは下請代金法上問題となるおそれがある。

## 2 発注変更時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

### 1) 発注変更の際の発注書面が交付されないケース

- ・ 発注内容の変更書面を残していない。
- ・ 親事業者の都合により追加の発注があったが、至急の対応のため書面交付がなく、追加分は下請事業者が負担している。

### 2) 発注変更による費用負担の増加等の不利益を負担させられるケース

- ・ 設計変更や発注数量の変更に応じた追加代金の支払がない場合が多く、結果的に当初見積もっていたコストよりも2割～3割コストがアップしており、そのアップ分が下請事業者の負担となっている。
- ・ 仕様変更にともない、変更前の製品の費用負担させられることがある。
- ・ 前工程の遅れによる納期短縮要請があり、カバーするための工数応援などの費用が余計にかかるが、そのための費用を負担してもらえない。
- ・ 顧客から変更追加分の費用がもらえないとの理由により、発注者から追加や仕様変更に要した増加費用は認めてもらえない。

### 3) 短納期による見込み着手により、変更分の負担を強いられるケース

- ・ オーダー品であっても、納期が短いために見込みで生産に着手せざるを得ないが、発注者からの仕様変更により、それまでの製品が無駄になってしまうが、発注者はそれらの費用を負担してくれない。

### 4) 発注後の当事者の変更と不利益変更

- ・ 契約後に支払先商社（経由に）が変わり、支払条件や支払金額が変更され

る（マージン分アップ）。

### 3 発注変更時の望ましい取引慣行

発注の変更を親事業者及び下請事業者双方の合意の基に円滑に行うためには、当初の契約・発注時に、給付や役務の内容を明確にしておくことが必要である。さらに、事前に発注変更の際の対応方法や、給付に瑕疵があった場合の負担方法、さらに変更に伴う費用の負担方法などについても取り決めておくことが望ましい。

### 4 発注変更時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 納期変更が 10-15 件/日程度発生する。生産着手前や生産着手後、納入時などキャンセルの時期によっては対応緊急度が他の製造工程に与える影響が異なるため、キャンセルの時期に応じて対応価格をルール化し請求している。
- B 発注変更の注文書の発行と同時に発注の変更に伴う費用の負担方法について必ず確認するよう内部監査等で指導している。

＜下請代金法適用外の取引でのベストプラクティス＞

- C 特別仕様品は普及品に比べ納期がかかることが多いので、特別仕様品を受注する場合は、標準在庫品を持つか、もしくは受注生産品とするかについて契約前に打合せをして取り決めを行っている。
- D 短納期での注文が多いことから、余分な在庫を持って対応しているため、在庫保証について、事前に打合せをしてルールを決めている。

（留意点）

A キャンセル料のルール化

キャンセル及びキャンセル料をルール化するに当たり、取引上優越した地

位にある者が不当に取引の相手方に不利益を押しつける場合は、優越的地位の濫用に該当するおそれがある（独占禁止法第2条第9項第5号）。

#### C・D 在庫保管と在庫保証

短納期発注の場合、納期に間に合わせるために、受注者側が一定の在庫をもって対応せざるを得ない場合があるが、下請代金法適用外の取引においても、発注者が在庫保証するなど受注者側に不利益が生じないようにすることが望ましい。

## IV. 受領・返品・やり直し

### 1 受領時の留意点

(受領時)

#### 1－1 受領拒否の禁止

受領とは、下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず、受け取るという行為をいい、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下に置くことで足りる。従って、親事業者の検査員が下請事業者の工場に出向いて検査を行う場合があるが、その場合は検査員が検査を開始した日が受領日となる。

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、指定した納期に下請事業者が製品を納品してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むことができない（下請代金法第4条第1項第1号）。

受領拒否には、発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

親事業者が下請事業者に委託するものは、親事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、他社への転売が不可能であることから、親事業者は、原則として受領を拒否することはできない。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、受領を拒否できるのは、次の場合だけである。

- 1) 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- 2) 指定した納期までに納入されなかつたため、そのものが不要となつた場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）

(受領後)

#### 1－2 不当な返品の禁止

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品する場合などを除き、受領後に返品することはできない（下請代金法第4条第1項第4号）。

受領後の検査の結果、例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品できるのは、次の場合だけである。なお、下請事業者の責に帰すべき事由とは、仕様と異なること、瑕疵があることが下請事業者の責任であ

ることをいう。

- 1) 注文と異なる物品等が納入された場合
- 2) 汚損・毀損等された物品等が納入された場合

親事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

返品できる期間については、親事業者の検査を前提として、以下の通りである。

- 1) 直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

- 2) 直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度時間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後 6 か月以内に返品する必要があり、6 か月を超えた後に返品すると下請代金法違反となる。

ただし、一般消費者に対して 6 か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長 1 年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することができる。

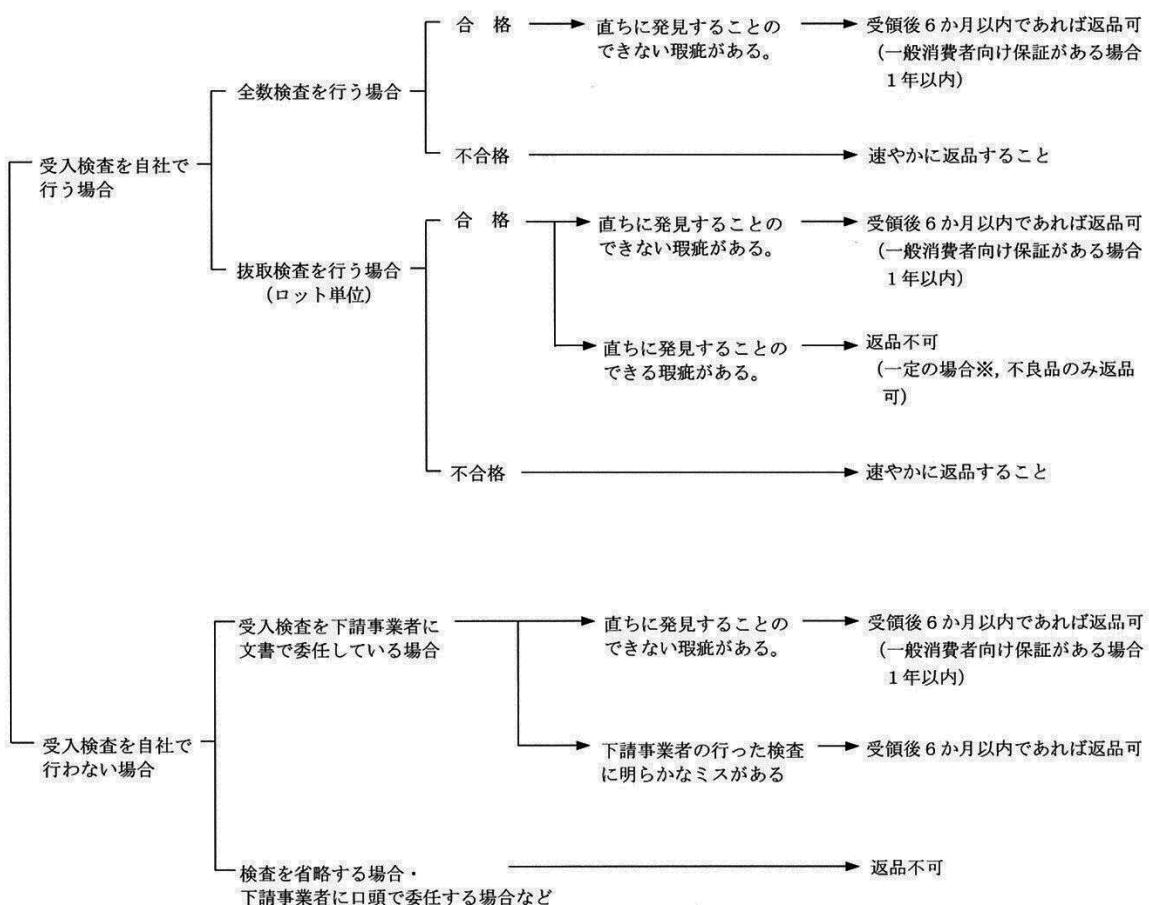
受領品の検査方法と返品との関係については、図表 1-4 のとおりである。

#### ※施主の仕様変更に基づく返品

施主の仕様変更を理由として、下請事業者に対して返品することは、不当な返品の禁止（下請代金法第 4 条第 1 項第 4 号）に該当する。

図表 1 4 : 検査方法と返品期間の関係

● 検査方法と返品期間の関係



※ ①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、③当該書面と3条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

(下請取引適正化推進講習会テキストより引用)

### **1－3 不当なやり直しの禁止**

やり直しとは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることをいう。

親事業者が下請事業者に責任がないのに、受領後にやり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請代金法第4条第2項第4号）。

例外的に「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全額負担することなく、下請事業者に対して「やり直し」をさせることができるのは、次の場合だけである。

- 1) 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された注文内容と異なる場合
- 2) 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

### **1－4 やり直しをさせることができる期間（親事業者の検査を前提として）**

- 1) 通常の検査で直ちに発見できる瑕疵

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵については、瑕疵を発見次第速やかにやり直しをさせる必要がある。

- 2) 通常の検査で直ちに発見できない瑕疵

下請事業者に対してやり直しさせることのできる期間は、通常の検査で瑕疵等のあること又は注文内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付については、受領後1年以内である。ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除く。

### **1－5 仕様変更を理由とするやり直し**

仕様変更を理由として、下請事業者に対して費用を支払うことなく、やり直しをさせる行為は不当なやり直しの禁止（下請代金法第4条第2項第4号）に該当する。

### **1－6 最終図面等の確認**

設計変更、図面変更が行われた場合には、後に仕様と異なるあるいは瑕疵の有無について争いが生じる場合があり、最終的な図面については、当事者双方で確認の手続を行っておくことが重要である。

## 2 受領時に問題となる具体的行為事例

### 1) 発注者の都合により受領を拒否されたケース

- ・ 発注書に指定された納品日に親事業者に電話をかけたところ、「担当者不在で今日は受け取れない」と言われ、交渉しても受け取ってもらえなかつた。
- ・ 工事現場に納入する際、天候や工事の進捗状況により受領されず、持ち帰ることがある。
- ・ 生産計画の変更等により、発注時には 1,000 個納入だったのものが 500 個納入したところで納入止めとなり、残りは受領してもらえなかつた。
- ・ ゼネコン→販売店→建材・設備メーカーという商流において、販売店の指示により下請事業者（建材・設備メーカー）が直接ゼネコンの現場に納品し、ゼネコンの現場の都合で受領拒否された。
- ・ 発注者の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に受領してもらえなかつた。

## 3 受領時の望ましい取引慣行

- (1) 受領拒否・返品・やり直しが発生する原因是（下請事業者の責に帰すべき理由がある場合を別として）、発注内容が明確に定まっていない場合が多いと考えられる。このため、受発注時において、曖昧な内容のままとせず、親事業者・下請事業者双方でその内容の明確化に努めると共に、内容変更があった場合には、その変更内容を文書で取り交わし、保存しておく必要がある。
- (2) また、設計変更、図面変更が行われた場合には、最終図面について当事者双方で確認の手続きを行っておくことが望ましい。
- (3) さらに、施主の仕様変更があった場合の取扱について、事前に明確な取り決めを行っておくことも、事後のトラブル回避のためには重要である。

## 4 受領時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 施主の要望により、細かい仕様の変更、色の変更などが頻繁に発生しがちである。後になっての返品ややり直しは、下請事業者にとってはもちろん、親事業者にとってもデメリットであるため、当初契約に当たっては、十分協議を行った上で、仕様などを決定することにしている。その際、親事業者はできる限り施主の希望も再確認するよう努めている。
- B 納品時の品質確認による返品を低減させるため、不良率が一定基準を超える下請事業者に対してはヒアリングや技術指導により改善活動を行っている。その結果、設定目標を達成したところを対象に、年に1度表彰する制度も設けている。

＜下請代金法適用外の取引でのベストプラクティス＞

- C 発注者の要請を受け計画的に在庫を管理している商品では、生産中止後に残った在庫は引き取ってもらうことになっているため、受注者として安心して取引できている。

（留意点）

- C 生産中止後の在庫引き取り

下請代金法適用外の取引であっても、発注者は、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて受注者の計画的生産、生産平準化に協力することが望まれる。

## V. 支 払

### 1 支払時の留意点

#### 【下請代金法上の留意点】

##### 1－1 下請代金の減額の禁止

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額してはならない（下請代金法第4条第1項第3号）。

下請代金法上、「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、発注後に下請代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合だけである。

##### 1) 受領拒否又は返品の場合

下請事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否又は返品したものがある場合、その給付に係る下請代金の額を減じることができる。この場合は、発注書の物品の金額について、受領拒否又は返品した数量分の下請代金の減額に限られる。

##### 2) 親事業者自らが手直しをした場合

下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品できるのに、それをしないで親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じることができる。この場合、発注内容を満たすために必要と認められる手直しに係る費用で客観的に相当と認められる額に限られる。

##### 3) 商品価値の低下が明らかな場合

瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額に限って減じることができる。

#### 〈※代金の減額要請〉

施主とユーザー（ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店等）との請負契約では、図面変更、工事ミス、納期遅れ等の種々の要因により、施主から工事代金の減額要請が行われることがあるが、それを理由として下流の取引の中で、親事業者が下請代金の額を減ずることは減額の禁止（下請代金法第4条第

1項第3号)に該当する。

## 1－2 割引困難な手形の交付の禁止

下請代金の支払は、現金払いが原則であるが、一般の金融機関で割り引くことが可能な手形は現金同等の機能を有することから、両当事者の合意により手形払いとすることも認められる。しかし、割引困難な手形の交付は、下請代金法上の「支払」とは認められない。

下請代金法上、親事業者は、下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付してはならないとされている（下請代金法第4条第2項第2号）。「割引困難な手形」とは、手形期間が繊維取引では90日、その他の業種では120日を超える長期の手形をいう。親事業者振り出しの手形については満期までの期間、回し手形については親事業者が下請事業者に交付した日から満期日までの期間でみる。回し手形とは、（この場合親事業者により）裏書譲渡された手形をいう。

なお、平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日、中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）では、下記事項が定められているので、留意が必要である。

- ・手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- ・下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

また、下請中小企業振興法における第3条第1項の規定に基づく振興基準第4において、取引対価を定めるにあたっては、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市況価格の動向等のほかに代金の支払方法も考慮した、合理的な算定方式に基づき算定し、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとしている。したがって、手形による支払にあたっては満期までの期間を考慮することが望まれる。

## 1－3 支払遅延の禁止

### (1) 支払期日

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請代金の支払期日を給付を受領

した日から起算して 60 日以内で、かつできる限り短い期間内で定める義務がある。（下請代金法第 2 条の 2）

さらに、親事業者は、支払期日に下請代金を全額支払わなければならぬ（下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号）。

#### （2）支払遅延が生じる日

給付の受領日から起算して 60 日以内に支払期日を定めた場合はその支払期日に支払わない場合、支払期日を定めなかった場合は下請事業者からの給付の受領日に支払わない場合、給付の受領日から起算して 60 日を超えて支払期日を定めた場合は受領日から起算して 60 日目に支払わない場合に支払遅延となる。

#### （3）金型代金の支払遅延

親事業者が金型を製造委託した場合、金型の代金は、給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日に支払われなければならない。

平成 15 年の下請代金法の改正により、製造に用いる金型製造はすべて下請代金法の対象となった。金型については、「物品若しくはその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造を行うために使用する当該物品等の外形をかたどった金属製の物品をいう。」と定義されており、木型は当該金型に含まれない。

金型のみを発注した場合、下請代金として、給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日に支払われなければならないことは明らかである。

親事業者が製品とともに、金型の製造を下請事業者に発注した場合においても、金型の代金は、下請代金として、給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日に支払われなければ、支払遅延の禁止（下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号）に違反することになる。

### 1－4 遅延利息の支払義務

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかつたときは、下請事業者に対し、給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年 14.6% を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない（下請代金法第 4 条の 2）。

なお、下請代金法上の義務ではないが、親事業者が 60 日を超えない日を支払期日として約定していた場合、その支払期日から、給付受領日から起算

して60日までは、約定利息（特に定めていなければ年6%）を支払わなければならない。

### 1－5 有償支給材の対価の早期決済の禁止

親事業者が下請代金の支払時に親事業者が有償支給した材料代金債権をもって相殺できるのは、当該下請代金の対象となった製品に使用された分の原材料の代金相当額のみであり、下請代金の対象となった製品に支給した原材料が使用されたか否かが明確でない場合には、有償支給材の代金の回収を遅らせる等して、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請代金法第4条第2項第1号）に違反しないように十分配慮する必要がある。

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、支払遅延の場合と同様、下請事業者の受け取るべき下請代金の額が減少し、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

#### <見合相殺>

下請代金の対象となった物品に使用された原材料代金分だけの相殺をいう。

## 2 支払時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

### 1) 減額

- ・ 親事業者の予算不足や設計ミスを理由に不当に減額された価格で決済される。
- ・ 下請事業者以外の者の作業時の破損などの理由により見積や精算書なしで一方的に減額されたことがある。
- ・ 発注者が受入検査をしない契約において、納品後に市場で不具合が出た際、原因が分からぬのに、回収等に要した費用の相当部分を負担させられた。
- ・ 発注者の上流の工事ミスによるユーザーからの値引き要求を理由に、責任のない下請業者に値引き要請があり、協力せざるを得なかった。
- ・ 見積書にない廃棄物処理代を下請代金から差し引かれている。
- ・ 自分の責ではない納品物の破損部分の補修費用について、全下請事業者の頭割りで費用が配賦され、減額されたことがある。

2) 割引困難な手形を交付されるケース

- ・ 手形サイトが150日や180日といった手形が交付されることがある。
- ・ 請求金額が増えると手形サイトが140日といった手形が交付されることがある。

3) 発注者の都合による支払遅延、支払拒否

- ・ 不景気やコストダウンを理由に、支払期日を超えて支払われることがある。
- ・ 納品後の支払期日を直近締め日から90日超に設定されるケースがある。
- ・ 施主からの入金遅れとの理由で支払期日までの支払が遅れた。
- ・ 金型発注書が出るケースでも、半年くらい支払ってもらえないことがある。
- ・ 検査未完了等の理由により、支払期日までの支払が遅れる場合がある。
- ・ 材工一式の契約において、製造委託を受けた製品が完成しても、納入先の作業工程遅延によって納品できず、支払いが大幅に遅れた（再委託先に先に支払っている場合回収が遅れる結果となる）。【P70補論2参照】

### 3 支払時の望ましい取引慣行

(1) 支払方法の改善

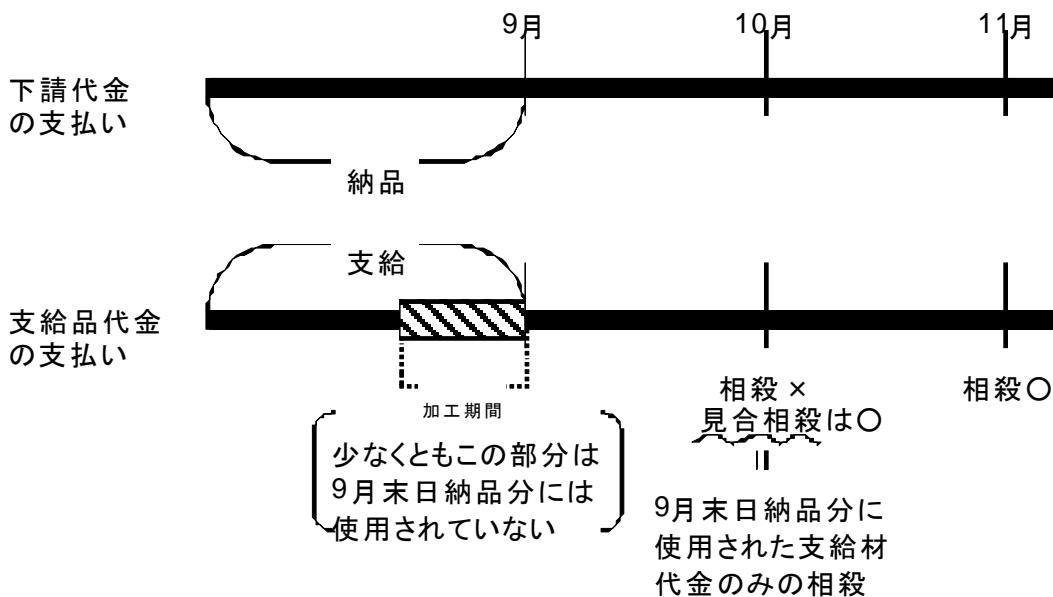
支払方法として手形を利用するに当たっては、受取側たる下請事業者が、手形のコスト負担やリスクの存在を十分理解した上で、手形で支払を受けることに明確に合意していることを前提とすべきである。また、下請代金の支払方法を合意するに当たっては、親事業者は、下請事業者に手形支払以外の支払方法も含めて複数の選択肢を示すと共に、両者で十分な協議を行い、その経緯を親事業者は記録・保存しておくことが望ましい。

(2) 相殺時期を遅らせる対応の必要性

図表15のように、下請代金の対象となった物品に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、有償支給原材料の早期決済の禁止に違反してしまう可能性がある。そこで、有償支給原材料の早期決済の禁止規定に確實に違反していない範囲で相殺を行うよう、遅らせる等の対応が必要となる。

### ◆ 早期相殺の禁止 ◆

<当月末締め、翌月末日払いの約定>



【図表 15 有償原材料の対価の早期決済の禁止の内容】

(参考)

一般の取引では、自動債権の期日さえ到来していれば、相殺は可能であるが、下請代金法が適用となる取引においては、59頁「1 支払時の留意点、1-5 有償支給材の対価の早期決済の禁止」の趣旨のとおり、当該下請代金の対象となった製品に使用された分の原材料等の代金相当額を超える相殺が制限されている。

#### 4 支払時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 下請代金の支払は、できる限り全額を現金で行うこととした。これにより、手形支払に比べ双方の管理コストが低減できた（電子手形を導入することで、双方の手形手数料等の低減が図れた）。
- B これまで支払方法として「手形」や「銀行振込」等を利用してきましたが、現在は「電子記録債権（でんさい）」を順次導入している。これにより、事務手続の軽減、手形保管コスト削減、印紙代削減などが図れた。

- C 支払期日を厳守するため、納品から支払計上までの所要日数を双方で確認できるシステムを導入した。これにより支払期日が厳守され、チェックミスによる計上漏れも防止することができた。
- D 原材料の購入に際し最低発注ロットが大きいため、下請事業者が必要とする分を大きく越える量を買わざるを得ないものがあった。このため、下請事業者からの求めにより、これを親事業者の方で購入し必要分だけ有償支給とすることで、下請事業者側でのキャッシュフロー上の負担が低減した。

## VI. 下請事業者への要請

### 1 下請事業者に対する要請時の留意点

#### 【下請代金法上の留意点】

##### 1－1 購入・利用の強制の禁止

###### (1) 趣旨

親事業者は、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせてはならない（下請代金法第4条第1項第6号）。

この規定の趣旨は、正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物（役務）を下請事業者に強制して購入させることを禁止するものであり、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止することにある。

###### (2) 強制か否かの判断

下請代金法の条文には、「強制」の文言があるが、これは、下請取引関係を利用して、事実上、下請事業者が購入等を余儀なくされたか否かによって判断される。従って、購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

###### (3) 下請代金法が適用されない取引における相手方への要請の留意点

取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上、優越的地位の濫用（独占禁止法第19条、同法第2条第9項第5号イ）に該当するおそれがあるので注意が必要。

##### 1－2 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者は、下請事業者に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない（下請代金法第4条第2項第3号）。

本規定の趣旨は、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等

の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止することにある。

#### ＜金型の長期保管要請の留意点＞

建材・住宅設備の製品及びその部品は、数が多い上、新製品が続々と登場している状況にある。下請事業者が金型を製品の製造に使用している間は、金型の所有権が親事業者にあろうと下請事業者にあろうと、下請事業者が金型を利用する以上、下請事業者が保管することとなる。

しかし、親事業者が製品の生産を中止した場合に、下請事業者の負担で金型をいつまで保管させるかについては、本来、契約により定めるべき事柄であるが、親事業者が長期間にわたり使用しない補給品の金型を下請事業者に無償で保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある（下請代金法第4条第2項第3号）。

## 2 下請事業者に対する要請にあたって問題となる又は問題となる おそれのある具体的行為事例

### 1) 資材購入先を指定するケース

- ・ 親事業者にほとんどの資材等の購入先を強制的に指定される。

### 2) 金型の保管費用、補修費用、処分費用を負担しないケース

- ・ 製品の量産が終了した後も、追加発注に対応するために金型を保管し続けている製品が多くある。こうした製品は注文もほとんどないが、親事業者から継続保管を求められているため、廃棄や親事業者への返却ができない。
- ・ 親事業者に金型の処分依頼をしてもなかなか認められず、保管にかかる費用も支払われない。
- ・ 金型が長期使用により劣化しても補修費用は支払われず、品質維持は要求されるため、金型補修費用は下請事業者が負担をしなければならない。
- ・ 親事業者に所有権のある金型を数年間保管するが、処分時の費用しか負担はしてもらえない。

### 3) 金銭・労務の提供要求

- ・ 親事業者から、販売協力のための金銭提供を要請される。

- 完成披露時の故障対応に、10日間現場に常駐待機させられたため、待機に係る費用の支払を求めたが、その費用を負担してもらえたかった。
- 4) 図面、ノウハウ等の提出要請
- 親事業者は、下請事業者がノウハウを駆使して作成した図面を無断で使用し、他社へ相見積りをしている。
  - 親事業者に設計の提案をした商品について、設計料がもらえない。
- 5) サンプル品の費用を負担しないケース
- 親事業者が下請事業者に対して、仕様や規格等を指示してサンプル品の製造・加工を委託したが、その費用を親事業者が負担してくれない。
- 6) 負担すべきものではない費用を負担させられるケース
- 現場の養生不十分でキズがついたのに、引渡し寸前に商品交換費用を負担させられた。
  - スポーツ観戦等のチケットを強制的に購入させられる。
  - 下請事業者が建材を納品する作業現場で自らの責任でない納品後の欠陥や瑕疵の修繕費用を支払代金から減額させられた。

### 3 下請事業者に対する要請における望ましい取引慣行

<型の保管・管理の適正化>

(1) 親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようするすることが望ましい。そのため、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有することが望ましい。

- ①型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）
- ②量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
- ③量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
- ④再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担
- ⑤試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用

## の負担

- (2) 親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めることが望ましい。なお、十分な協議ができるよう、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有することが望ましい。
- ①下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
  - ②型の保管義務が生じる期間
  - ③型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続き等）
  - ④型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担
  - ⑤再度型を製造する場合の費用負担
- (3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては上記（1）の内容に、製品の製造の完了後においては上記（2）の内容に取り組むことが望ましい。
- (4) 上記（2）及び（3）の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担することが望ましい。また、事情変更等により協議の結果を変更する必要がある場合には、再協議することが望ましい。

## 4 下請事業者に対する要請における望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー等の要請を受けた親事業者より、頻繁に仕様変更が繰り返されるため、生産を中止された部品の金型が相当数に上るが、どうしても残す必要がある金型を除き廃棄するとともに、金型を残す場合については、親事業者が保管料を支払っている。また、当初の発注の際に、金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれている。
- B 金型の所有権は全て発注者にあり、量産終了後に金型保管に関する書面契約を結び発注者が受注者に保管費用を支払い、受注者が金型を契約している期間保管している。契約期間終了後は、原則金型は廃棄するが、発注者

が受注者に要請した場合には、再契約を行い同様に発注者負担で受注者が金型を保管している。

## VII. その他

### 1 配送委託における留意点

#### 1－1 小口・多頻度配送の要請

親事業者が、これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため従来の単価では対応できないとして下請事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある（下請代金法第4条第1項第5号）。

下請事業者は、小口・多頻度配送を要請されると、取引の継続性、依存性から了承せざるを得ない立場に置かれている。下請代金法上は、次の事例は買いたたきに該当するおそれがある。

#### <事例>

親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者が、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

#### 1－2 その他の留意点

下請取引以外の多頻度小口配送の問題点として、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」では、小売業者と納入業者の取引に関して、「小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、納入業者に対し（中略）多頻度小口配送の要請等を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。」とされている。

#### 1－3 荷主の立場からの適正取引の取組

近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化し

ているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、建材・住宅設備産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、建材・住宅設備産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

<参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開>

- ・ トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・ トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・ 荷主勧告制度について
- ・ 運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

## 2 事業継続に向けた留意点

- (1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うことが望ましい。
- (2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーンの機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行うことが望ましい。

### 3 その他問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

#### 1) 多頻度小口配送

- 下請事業者が納品する際、納品場所として親事業者の各現場を指定される場合が多くなっているため、特定の倉庫への一括納品に比べて運送時間がかかり、輸送車や人員の手配等による費用の負担が増えているが、配送にかかる増加費用は十分な協議をすることなく一方的に据え置かれた。

#### 2) 分割配送

- 納品が少量であっても、午前と午後の2回に分割して納入するよう依頼されるが、配送にかかる増加費用を求めて、一方的に据え置かれた。
- 親事業者の要請により、数回に分けて納入する製品について、代金の支払期日が過ぎていても、全てが納入されないと代金が支払われない。

### 4 その他の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 親事業者はゼネコン、ハウスメーカー、ビルダー等の要請に基づき、建築現場の進捗状況に合わせて資材の配送をすることが基本であるため、下請事業者である当社もその影響で多頻度小口配送が常態となっていた。そこで、親事業者と協議をしたところ、親事業者から帰り便を活用して当社の倉庫に部材を引き取りに立ち寄ることが提案され、双方の物流コストの削減が実現した。
- B 納入デポ（配送中継所）の集約や梱包材の削減など物流コストの低減に向けて、親事業者と共同でコストダウンに努めている。
- C 分納化が進んでいるため、配送コストを重視するか在庫を持って運用するかを事前に判断している。発注ロットによっては、親事業者負担の着払いを契約書で記載している。
- D 配送コストの低減に向けて、配送センターの設置などを親事業者と下請事業者が共同で検討している。

- E 商品の共同開発の際には、問題発生を防止するため、知的財産権に関し親事業者と領域を明文化して取り決めている。さらに報奨金制度などを設けている。
- F 本社・支店で定期的に役員、支店・現場幹部、協力会社の代表が参加して意見交換会を開催している。このため下請事業者の声が直接伝わり、必要に応じて関係部署・現場へ指示を伝えることができる。
- G 年1回、親事業者へ届いたクレーム事例をまとめ、下請事業者と共に、原因の追求と現場への反映を実施しクレームの低減に取組んでいる。
- H 契約の適正化に向け、親事業者に対して、業界団体で作成した「マニュアル」を配布したり、講習会を開催し契約の適正化の普及・促進に努めている。

A・B・C・Dは、コスト削減に向けて、親事業者と下請事業者が一体となって取り組む姿勢が認められる。

Eは、知的財産権について、明確な取り決めや功労を評価するしくみを両者で取り組む姿勢が認められる。

F・G・Hは、親事業者と下請事業者が業界全体、商流全体の問題点を共有し合い、解決に向けて努力する姿勢が認められる。

## ○望ましい取引慣行の確立に向けて

冒頭述べたとおり、建材・住宅設備産業は、施主からゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店、建材・住宅設備メーカーの間に加工店・工事店や商社・代理店・卸売店・販売店が入り、さらに部材メーカー、その下請へと多層構造を形成しており、上流の取引が下流に影響を及ぼす度合いが強いことは、施主からの仕様変更、追加、減額がすべての流通過程に流れていくことから容易に推測できるところである。

また、建材・住宅設備産業が取り扱う商品は、最終的には建物の一部となって完結するために、施工が必要となるという特徴があり、売買、製造委託、工事を伴う材工一式契約等様々な取引形態が入り交じって複雑な様相を呈している。

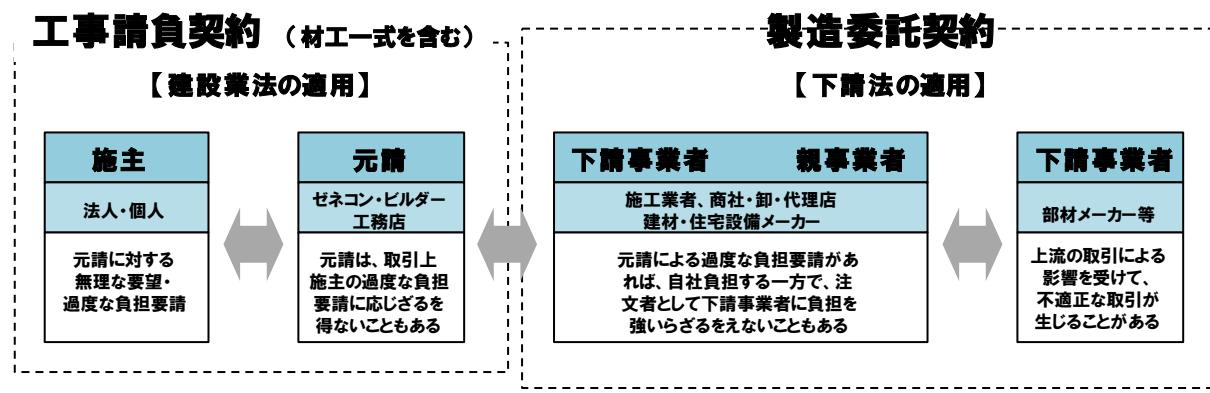
そのため、建材・住宅設備産業の下請取引の適正化を図るためにには、建材・住宅設備メーカーからみれば、その下流だけでなく、上流にも目を配る必要がある。

### 工事請負契約（材工一式を含む）

### 製造委託契約

【建設業法の適用】

【下請法の適用】



住宅・建材業界の取引は、上流から下流まで連関しており、問題点は、一部の事業者間の取引のみに起因しているわけではない、業界全体として、下記の問題を改善していくことが必要である。

### 業界における取引上の問題点事例

- 発注元による一方的な取引条件の決定
- 実質的な指値発注、買い叩き
- 発注内容の変更によって生じる下請の不利益
- 下請の責によらない受領拒否、返品、やり直し
- 長期サイトでの手形支払いによる下請の負担増大
- コスト増による下請からの適正な値上げ要請の受入拒否

【図表16 建材・住宅設備産業における取引上の課題・問題点】

このように、建材・住宅設備産業の取引実態における問題点は、一部の事業者間の取引のみに起因するものではなく、施主及びゼネコンやビルダーなどの元請から工事下請及び関連取引先にまで至る業界全体の取引慣行から生じるものも多く、建材・住宅設備産業の取引実態の改善を図るためにには、関連産業全体の取引を抜本的に改善していくことが重要である。

また、この業界の下請取引の適正化を図るための法律が建設業法、下請代金法と分かれているため、両者の法令遵守が達成されて初めて業界全体の下請取引の適正化が確保されるという構造となっている。

こうした観点から、今後本ガイドラインをより多くの事業者に活用してもらうよう普及啓発活動を進めるにあたっては、併せて国土交通省が平成19年6月に作成し、平成24年7月に改訂した「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）」の活用も促していくことが重要であると考える。

また、平成20年度以降、中小企業の「かけこみ寺」機能を持つ、「下請かけこみ寺」が全国47都道府県に整備され、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発も行うこととしている。既に国土交通省が運用開始している建設業法に関する通報窓口「駆け込みホットライン」とともに、下請事業者が安心して、悩みを相談できる窓口が充実されることは大変重要なと考える。

## (補論) 各法律の適用範囲に関する詳細な考察

### 1 建材・住宅設備産業の下請取引に適用される法律の全体像

建材・住宅設備産業の下請取引に適用される中心的な法律としては、建設業法、独占禁止法、下請代金法がある。

もともと下請取引の規制は、継続的な取引関係や特定の取引先との依存関係を背景として、取引上優越的地位を有する委託者が受託者に不利益を与える構造を持つ取引について、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである優越的地位の濫用行為を規制しようとするものであった。上記構造を持つ取引の典型であった製造業が独占禁止法の特別法とされる下請代金法により規制された（平成15年の改正により、情報成果物作成委託、役務提供委託が追加され、サービス業の一部にも適用されることになった）。

他方で、建設業は、製造業よりも重畠的な下請構造が一般化している事業分野であるが、現行法上、建設工事の下請取引には、建設業法が適用されるため、下請代金法の適用対象から除外されている。これは、建設業法に下請代金法と類似の規制があることに基づく（補論注3参照）。

従って、建材・住宅設備産業の下請取引にあたって、法の適用を検討するには、建設業法が適用されるか否か、下請代金法が適用されるか否かの双方を検討する必要がある。さらに、独占禁止法の優越的地位の濫用の規定（独占禁止法第2条第9項第5号及び第19条）が適用されることにも留意しなければならない。

なお、建設業の下請取引については、独占禁止法に違反するか否かが問題となる。その際、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局通達第4号、平成13年1月4日公正取引委員会事務総長通達第3号）による。

### 2 材工一式工事契約と建設業法、下請代金法

#### <1>建設業法

建設業法の下請取引規定は、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で建設工事の全部又は一部について締結される請負契約について適用される（建設業法第2条第4項）。

そのため、建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される下請契約については建設業法の適用があるが、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、建設業法にいう下請契約に該当しない。たとえば、建設業者と資材メーカーとの間におけるブロック等の建設資材の製造委

託契約については、建設業法は適用されない。

建設業法の規制内容については、建設業法及び建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）（平成19年6月作成、平成24年7月改訂 国土交通省土地・建設産業局建設業課）を参照されたい。

## < 2 > 下請代金法

- (1) 施主とゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店間の建築請負契約  
建物自体を完成させることを目的とする契約の場合は、下請代金法の対象とはならない。建物の完成を目的とするが、原材料の調達、工事等をいくつかに細分化して依頼する場合は、次の（2）と同様に考えられる。
- (2) ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と加工店・工事店間及び  
ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と建材・住宅設備メーカーとの取引
- ① 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が別々に発注されている場合
- ア 取付工事部分は、建設工事に該当する役務提供の委託であることから、下請代金法の対象とはならない。
- イ 製造の委託の部分は、以下のケースについては、下請代金法で規定する製造委託に該当し、同法の対象となるが、これ以外のケースについては、下請代金法の対象とはならない。
- a 元請ゼネコン等が、建材・住宅設備の販売を業として行っている場合であって、その建材・住宅設備又はその半製品等の製造を下請メーカーに委託しているとき
- b 施主から元請ゼネコン等に対する主たる委託内容が機器の製造であって、納入の都合上、当該機器を不動産に定着させる工事を付随的に行うものであると考えられる場合
- c 畳、ふすま、障子、温水洗浄便座等、住宅設備のうち建物から容易に取り外すことができるものの製造を下請メーカーに委託する場合
- d 元請ゼネコン等が、自ら使用又は消費する建材・住宅機器の製造を業として行っているときに、当該建材・住宅機器又はその半製品等の製造を下請メーカーに委託する場合
- ② 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が一体不可分の取引として発注されている場合
- ア 製造委託部分について、上記a～dの場合は、一体不可分の取引として発注されているにせよ、製造委託部分については、下請代金法の適用

を受けることとなり、工事委託部分について下請代金法の対象外となる。このため、一体不可分の取引として発注されている場合であっても製造委託部分について、下請代金法の規制に則った取引を行わなければ下請代金法に抵触することとなる。

イ 製造委託部分について、上記 a ~ d の場合でなければ、発注全体として下請代金法の適用は受けない。

### 3 製造委託契約と購買契約

一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図のうち、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「加工店・工事店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「加工店・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「商社・代理店、卸売店、販売店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「建材・住宅設備メーカー」と「部材メーカー」間の取引において、購買契約と製造委託契約が並列して記載されている。

本ガイドラインにおいて、購買契約と製造委託の違いは、購買契約は、いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されている市販品を対象とするのに対し、下請代金法の対象となる「製造委託」は、（たとえ規格品、標準品であっても）仕様等を指定して製造を委託するという点である。

なお、製造委託契約は、下請代金法の要件を満たす場合には、下請代金法の適用を受けることになる。

(注1) 3条書面の交付義務と5条書類に記載が必要な事項

◆ 書面の交付義務 ◆ (3条)

(記載が必要な事項)

- ① 親事業者及び下請事業者の名称
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日(発注日)
- ③ 下請事業者の給付の内容(発注内容)
- ④ 下請事業者の給付を受領する日(納期)
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所(納入場所)
  
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査する場合は、その検査を完了する日
  
- ⑦ 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑧ 下請代金の支払期日
  
- ⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額と手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
  
- ⑫ 原材料を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

◆ 書類に記載が必要な事項 ◆ (5条)

- ① 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日(発注日)
- ③ 下請事業者の給付の内容(発注内容)
- ④ 下請事業者の給付を受領する日(納期)
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間)
  
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査した場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合、内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 支払代金につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

(注)下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

## (注2) 情報成果物作成委託・役務提供委託の下請代金法の要件

### 1 情報成果物作成委託

「情報成果物委託」とは、① プログラム、② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成させるもの（例えば、テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）、③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらの色彩との結合により構成されるもの（例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等）の作成を委託する場合である。

#### 1) 提供に供する情報成果物の作成委託

情報成果物を業として提供している事業者がその情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行う等の方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。「提供を業とする」事業者としては、プログラム開発業者、テレビ局、プロダクション、出版社、広告物制作会社、デザイン制作会社、設計会社等が典型である。ここで注意すべきなのは、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の付属品、例えば、家電製品の取扱説明書の内容として提供する場合、制御プログラムとして物品に内蔵して提供する場合、商品の形態、容器、包装用に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体して提供する場合等を含むことである。

例えば、物品の製造委託を行う企業が商品の形態、容器、包装用に使用するデザインの作成を委託する場合、自らは、これらのデザインの提供を業としていなくても、デザインを商品とともに業として提供しているといえるので、情報成果物作成委託に該当する。

#### 2) 受託情報成果物の作成委託

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。プログラム、デザイン、文書等情報成果物の作成を受注した事業者からその全部又は一部の作成を委託される場合である。

#### 3) 自家使用情報成果物の作成委託

自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。

## 2 役務提供委託

役務とは、いわゆるサービスのことである。例えば、運送では、トラックによる商品の輸送、航空機や鉄道等による人の輸送、清掃、製品のメンテナンス、倉庫の保管、倉庫内の出庫作業、テレビ番組の制作の場面では、演出業務、監督業務、俳優・声優の実演、ヘアメイク、スタイルリスト、照明が挙げられる。

「役務提供委託」は、受注した役務提供を再委託する場合が下請代金法の適用対象とされている。

製造委託 ※	修理委託	情報成果物作成委託	役務提供委託
(類型1－1) 販売用の物品の 製造委託	-----	(類型3－1) 第三者に提供するため の情報成果物作成委託	-----
(類型1－2) 受託生産用の物品の 製造委託	(類型2－1) 受託物品の修正委 託	(類型3－2) 受注した情報成果物の 作成委託	(類型4－1) 受注した役務提供 の委託
(類型1－3) 修理に必要な物品等 の製造委託	-----	-----	-----
(類型1－4) 自家使用・自家消費 物品の製造委託	(類型2－2) 自家使用物品の修 理委託	(類型3－3) 自家使用する情報成果 物の作成委託	-----

※金型の製造委託も含む

【図表 1 7 下請代金法の適用される取引内容】

(注3) 下請代金法、建設業法及び建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

下 請 法	建 設 業 法	建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準
	見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項)	
買いたたきの禁止 (下請法第4条第1項第5号)	不当に低い請負代金の禁止 (建設業法第19条の3)	6 自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
書面の交付義務 (下請法第3条)	契約書面(契約変更時の書面を含む)の相互交付義務 (建設業法第19条)	
受領拒否の禁止 (下請法第4条第1項第1号)	下請負人の完成通知から20日以内の検査完了義務 (建設業法第24条の4第1項)	1 下請負人からその請け負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときに、正当な理由がないのに、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その完成を確認するための検査を完了しないこと。
	工事目的物の引渡しを受ける義務 (建設業法第24条の4第2項)	2 前記1の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出た場合に、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされているときを除き、正当な理由がないのに、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けないこと。
返品の禁止 (下請法第4条第1項第4号)		
不当な給付内容の変更・ やり直しの禁止 (下請法第4条第2項第4号)	※ 不当なやり直し工事等については、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)上も問題となるおそれ。	
下請代金の減額の禁止 (下請法第4条第1項第3号)	※ 不当減額については、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止(建設業法第19条の3))上も問題となるおそれ。	7 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
下請代金の支払遅延の禁止 (下請法第4条第1項第2号)	下請代金の支払 (建設業法第24条の3)	3 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときに、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に對して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該支払を受けた日から起算して1月以内に支払わないこと。
	特定建設業者の下請代金の支払期日 (建設業法第24条の5)	4 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が1千万円以上の法人であるものを除く。後記5においても同じ。)における下請代金を、正当な理由がないのに、前記2の申し出の日(特約がなされている場合は、その一定の日。)から起算して50日以内に支払わないこと。
割引困難な手形の交付の禁止 (下請法第4条第2項第2号)	特定建設業者に対する割引困難な手形の交付の禁止 (建設業法第24条の5第3項)	5 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払につき、前記2の申し出の日から起算して50日以内に、一般の金融機関(預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とするものをいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することによって、下請負人の利益を不当に害すること。
有償支給原材料等の対価の 早期決済の禁止 (下請法第4条第2項第1号)		9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。
購入・利用強制の禁止 (下請法第4条第1項第6号)	不当な使用資材等の購入強制の禁止 (建設業法第19条の4)	8 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによって、その利益を害すること。
不当な経済上の利益の提供 要請の禁止 (下請法第4条第2項第3号)		
報復措置の禁止 (下請法第4条第1項第7号)		10 元請負人が前記1から9までに掲げる行為をしている場合又は行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に對し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
書類等の作成及び保存義務 (下請法第5条)	帳簿の備付け及び保存義務 (建設業法第40条の3)	

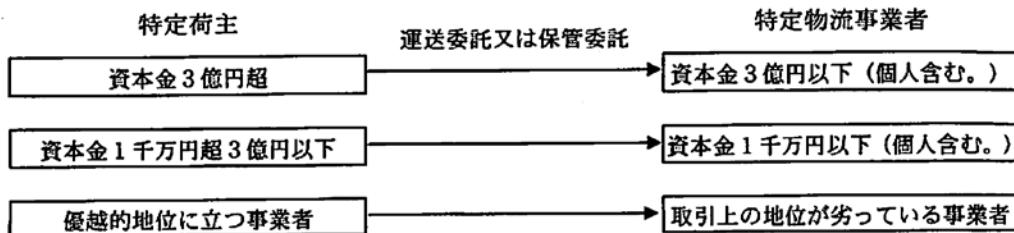
※類似の規制を比較したもので、必ずしも同内容というわけではない点注意を要する。

また、上記のほか、建設業法においては同法第28条等において監督処分等が規定されており、「請負契約に関し不誠実な行為」をしたときは同法による監督処分等の対象となるおそれがある。

(注4) 物流の特殊指定の概要

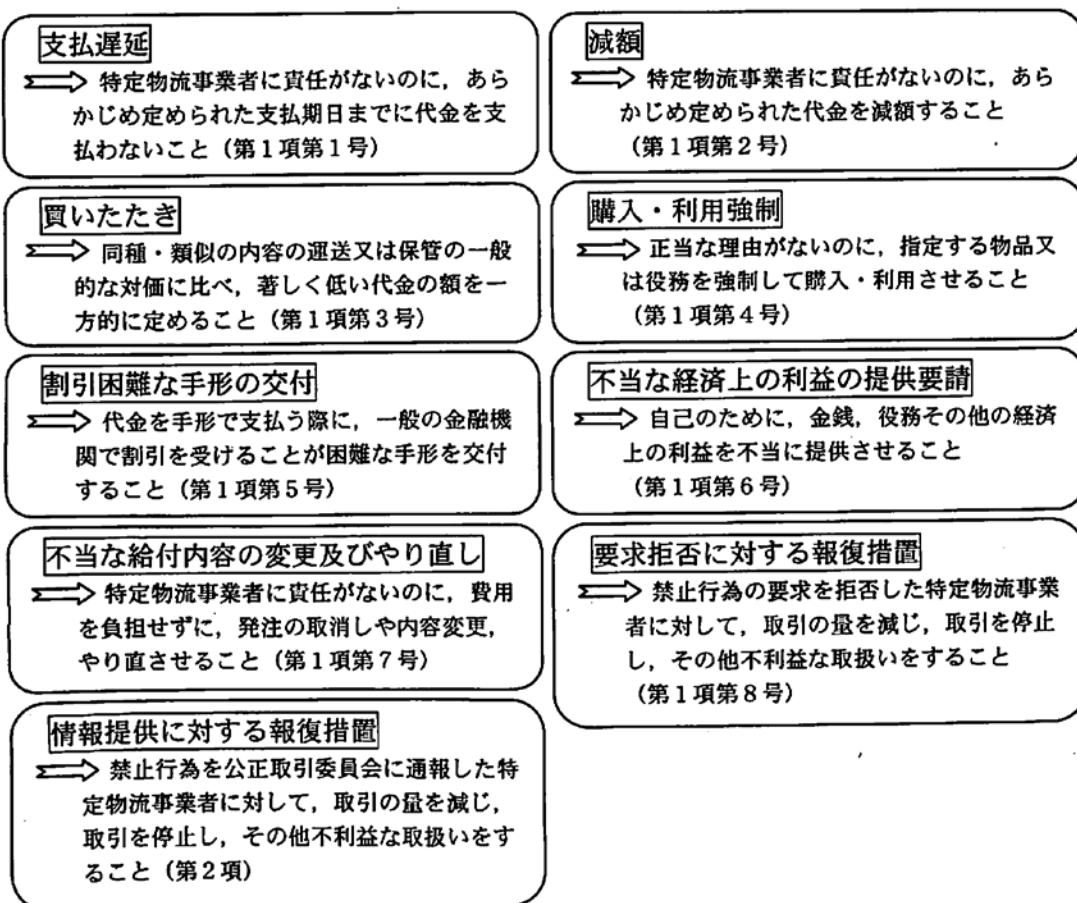
## 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)の概要

### 1 対象となる取引



※ 物流子会社（親会社の議決権が過半数）を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる（この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断される。）。

### 2 禁止行為類型



## ○参考資料

### (1) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集

下請事業者と親事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、各業種ごとに下請ガイドラインを策定していますが、各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集を作成しております。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

### (2) 営業秘密管理指針

経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準等を示唆するとともに、事業者等が具体的な秘密管理を行うに当たって参考となる具体的な秘密管理方法等について記載した「営業秘密管理指針」を策定・公表しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

### (3) 下請かけこみ寺事業

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：(財)全国中小企業取引振興会）として、「下請かけこみ寺」が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

### (4) 駆け込みホットライン

主に国土交通大臣許可業者を対象に、建設業に係る法令違反行為の通報を受け付ける窓口です。ただし、駆け込みホットラインは、建設業法に関する相談や民事に関する紛争の解決を目的とした窓口ではありません。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010402.html>

### (5) 建設業取引適正化センター

建設工事をめぐる元請下請間等の取引上のトラブルの相談窓口です。弁護士や専門家である相談指導員が苦情・相談等に対応します。紛争解決や、以後のトラブル防止に向けてアドバイスを実施するとともに、相談機関や紛争処理機関等を紹介しています。

<http://www.tekitori.or.jp/tekisei-1.html>

### (6) 消費税転嫁対策コーナー

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、消費税の転嫁等に関する様々な情報等がまとまって紹介しています。

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>

### ◆ 本資料に関する問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 生活製品課住宅産業室

TEL.03-3501-1511 (経済産業省代表)